

令和元年第2回
笠置町議会定例会会議録
(第2号)

令和元年6月26日

京都府相楽郡笠置町議会

令和元年第2回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和元年6月26日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和元年6月26日 9時30分			議長	杉岡義信	
	閉 会	令和元年6月26日 16時13分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	松本俊清	○	
	3	向出 健	○	7	坂本英人	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	副 町 長	青柳良明	○	商工観光 課 長 兼 総務 財 政 課 担当課長	小林慶純	○	
	職員力向上 担当参事 兼 税住民 課 長 事務取扱	前田早知子	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	総務財政 課 長	岩崎久敏	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署名議員	6 番	松 本 俊 清		7 番	坂 本 英 人		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						

会議の経過	別紙のとおり
-------	--------

令和元年第2回笠置町議会会議録

令和元年6月12日～令和元年6月26日 会期15日間

議 事 日 程 (第2号)

令和元年6月26日 午前9時30分開議

- 第1 発委第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 第2 一般質問
- 第3 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年6月第2回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第1、発委第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。総合常任委員長、西岡良祐君。

総合常任委員長（西岡良祐君） 発委第2号、令和元年6月12日、提出者、総合常任委員会委員長、西岡良祐。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり笠置町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持

されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月26日。

内閣総理大臣 安倍晋三殿。

総務大臣 石田真敏殿。

財務大臣 麻生太郎殿。

農林水産大臣 ・川貴盛殿。

国土交通大臣 石井啓一殿。

京都府相楽郡笠置町議会議長 杉岡義信。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。発委第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、発委第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可しません。

5番議員、大倉博君の発言を許します。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、私から3点ほど質問いたします。

まず、日本遺産申請などについてであります。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピックが予定されている。訪日外国人を全国に周遊し、地域の活性化に結びつくよう、観光客の受け皿として、文化庁が日本遺産を認定する。ことしも16件が認定されました。

この日本遺産認定は、平成27年度に始まり、ことし5月に発表され、今のところ計83件となりました。文化庁は100件程度を目指すとされています。笠置町にとっては、これといった産業もなく、観光産業が目玉であります。ビッグチャンスであります。

平成28年12月議会でも質問しました。そのとき、河内長野市が楠木正成を中心とした申請をされた。町長は、そのときに、認定申請には賛成ですと答弁をいただいた。私も河内長野市に直接担当者に電話をしました。河内長野市は、その後、平成29年、30年、31年、3年越しに今回認定されました。「中世に出逢えるまち～千年にわたり護られてきた中世文化遺産の宝庫～」として、今回、新聞報道もされておりました。

当時、町長は、河内長野市に働きかけをされましたか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 働きかけはしておりません。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

また、そのときに、私は笠置町には、弥勒信仰の聖地としての磨崖仏がある。積極的に申請していただきたいと質問しました。町長は、すぐれた資源がある。申請賛成。行政として、個人として本当に関心を持った。返事をさせていただきたいと答弁されました。

町長も京都府の担当所属に行かれ、町民の方と一緒に行かれたと聞いております。そして、私も質問する前に、京都府の企画理事としてこういった資料をいただきました。町長もこれ持っておられると思います。

2021年には、文化庁が現在の京都府警察本部本館に本格移転します。京都府は、文化庁移転を契機に、名実ともに文化都市を目指すと言っておられます。そして、文化による地方創生を京都から全国に発信すると言っておられる。そのお膝元の京都府で申請、このときにされたかどうか、まず答弁願います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 申請はしておりません。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 町長、あれだけ言うておられて、なぜ申請されなかったんですか。どういった理由で申請されなかったんですか。このとき、平成28年12月議会で前向きに云々言うてはったのに、何で申請されなかったんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私も、笠置町が日本遺産に対して申請することには大きな興味を持っておりまして、今でも持っております。その当時、京都府にも出向きまして、いろんなことをお聞きいたしました。その中でなかなかクリアする、また事務量の膨大さとかも説明をいただきまして、これは慎重に取り組んでいかなければならない、そういう思いを持った次第でございます。そういうことで、すぐには申請の行動を起こすことができなかった、そういう流れでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、次に、もう町長とこういう話していたら切りがないので、次に、笠置町の磨崖仏は石ですか。木津川でのボルダリングは石ですか。公式京都府「石の国」笠置町観光サイトということで、ネット配信されております。本当にこれが石ですかね。これはネットでコピーしたやつなんですけれども、これ岩じゃないんですか。

私、かつて昔、職場で、君が代の「さだれ石、巖となりて」ということを議論された先輩が2人おられます。そこで、このさざれ石、石というのは、春の小川のさらさら流れるという、その小さな小石がそうじゃないとか、いろいろ議論されておったのを今思い出しました。このさざれ石、岩というのは、私もこの数年前に多賀大社に参詣したときに、多賀大社の境内に、まさしくさざれ石、岩が境内にありました。小さな小石が固まって岩となっているのが、初めて見たときに、これがさざれ石で、巖をとなりての岩かなと思ったんです。これぐらいの小さな石が、塊が岩となっているんですね。

だから、本当にこれが町長、こういう公式サイトで石と、例えば子供さんたちが、あれ石ですかと言って、どういった説明ができるのかと思って、それを心配するんです。岩でしょう。河原に大きな石があるのが、あれ石ですか。子供さんにどういった説明ができるんですか。それは、もうその話はいいですわ。

ところで、このネット配信、今言ったように、ここにまだこれ5月31日にネットのやつをとったんですけれども、いまだにまだヨガ教室、本人さんの携帯とかメールアドレスも載

っております。これ消さな迷惑がかかるん違いますか、いまだにあるということは。そして、マグロの解体ショーが去年6月3日、これがまだ、この2点が載っております。

そして、今質問するのは、要するに、旧伊左治邸の契約は、3月議会で、町長は私の一般質問のときに、3月中に契約をすとおっしゃった。その当時、26日が一般質問だったので、本当にできるんですかと質問したことがあるんですけども、本当に契約できたんですか、3月中に。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 3点にお答えをいたします。

石、岩の区別でございます。笠置には、巨大な笠置石というのがございます。それも由来のある笠置石ということで命名をされておりますので、ボルダリング場も石、笠置山にあるのも石と、そのように認識をしております。

それと、今、不適切なことがすぐわなことがネット配信されている状況でございます。それにつきましては、すぐさま削除をさせていただきます。

契約につきましては、契約をさせていただきました。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今、町長、石とおっしゃったけれども、広辞苑を見ていただきましたか。私、広辞苑見たら、石と岩の違い書いていますよ。私ここに、質問通告のところに質問をあえてしなかったんですけども、広辞苑見ていただきましたか。それで子供さんに説明できるかということをお私に言いたいんですよ。広辞苑見ていただきましたか。私ここに質問通告のところに書いていますよ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 広辞苑もネットサイトでも調べさせていただきました。そういう私の感覚といたしましては、広辞苑のそういう説明で線を引くということよりも、やはり感覚といいますか、岩と言いますと、やっぱり武骨な感じを受けます。石と言えば、そういう武骨なものが削られて丸みがある、そのような石というのが、私はイメージを持っております。そういうことにおきまして、広辞苑で線を引いて岩、石という区別よりも、何か皆さんの持っている感覚、そういうものを大切にすべきではないかと、私はそのように思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、広辞苑というのは、どなたも参考にされている辞典ですよ。何を言っておられるのか、ちょっと私にはわかりません。本当ですよ、何を言っているのかわかりませんわ。

その話はもうやめて、時間があれなんで、そして、先ほど言ったように、日本遺産認定は27年度に始まって、ことし5月に発表され、先ほど言ったように83件となりました。笠置町は、奈良時代から平安時代にかけて弥勒如来が下生した姿が刻まれている磨崖仏、そして笠置を港というか開いた良弁和尚、お水取り発祥地でもあり、これは実忠和尚が751年に笠置で行をやって、二月堂の2回目から行っております。

そういった700年の奈良時代から連綿と続くこの笠置町、その間には、笠置を詠んだ歌には、藤原定家の桜を詠んだ歌もあります。これは1201年です。藤原俊成の歌も、木津川を詠んだ歌もあります。一条兼良だって、2つ笠置を詠んだ歌もあります。そして、問題の石の意匠と呼ばれる弥勒磨崖仏、これを詠んだ歌が3点、例えば頼山陽のお母さん、それと与謝野礼巖とって、与謝野鉄幹のお父さんです。そして、大正時代には会津八一が来て、笠置の岩を詠んでおります。そこにも石と書いていません。

そして、絵画では、岩瀬又兵衛とか富岡鉄斎、横山大観、杉本健吉などがいろいろ描かれております。横山大観らは、千手ヶ滝を中心に描いて、桜の木を入れて笠置山を描いております。獅子が淵も描いております。

そして、何ととっても、この弥勒菩薩では、笠置曼荼羅というのが大和文華館にあります。これは重要文化財です。そして、例の後醍醐天皇の行在所もあります。笠置町は700年から、奈良時代から1,300年かけて悠久な、いろんな人が笠置に来られているんですよ。なぜ、先ほど言ったように申請されなかったのか、不思議で仕方ないんです。

そして、申請の要件の一つ、国指定の選定のを必ず1つは含む必要があると書いています。笠置町は、昭和7年4月19日に、笠置山が国の史跡指定に、名勝に指定されております。奈良時代から近世までのストーリーが描かれると思います。

先ほど言ったように、文化庁の移転、京都府もひょっとしたら後押しされてくれるかもわかりません。令和2年に向けて、弥勒信仰の聖地としての磨崖仏、これは私の仮称ですけども、申請されますか。100件まで残り17件です。先ほど言ったように、笠置町は何も資源がない。常に町長も観光、観光とおっしゃっている。私は閑古鳥鳴いているとよく言うんですけども、観光を言っておられるんですよ。それやのに、何でこれを、これだけの資源を持っていながら申請されないか不思議なんです。

令和2年に向けて申請されますかどうか、最後のラストチャンスです。ラストです。どう

ですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私も改めまして、文化遺産申請につきまして、勉強をさせていただきました。関係者の方にも電話などで意見を聞かせていただきました。その中で、あと七、八カ月しか残されていない中でいろんな条件をクリアできるのか、またストーリーを追い上げていけるのか、そういうことが本当に可能なのか、そういうことを関心のある人や知識のある人、一度集まっていたいただきまして、そういう可能性を一度議論させていただきたい、今はそのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それじゃ、先ほど言ったように、平成28年12月に質問したとき積極的やったのに、なぜ今まで、出して、失敗すれば、それは別に構へんですよ。何も出さずに終わるとというのが一番寂しいんですよ。努力しなあきませんよ。努力もせずに、今もう時間がないのに、今やるとおっしゃるのは本当に不思議なんですよ。

ここで言ったらちょっとあれですけども、きのうたまたま副町長といろいろ話をしていたんですよ。私の持っている資料を見せて、こうこうということ。それは別にして、歴史の資料を、私調べた資料。だから、町長、本当にこういう歴史遺産というのがあるんですよ。ただ、やっぱりストーリーとして町単独で、もう今の時間だったら、町単独で行かなできないと思うんです。例えば、大野の磨崖仏、笠置からいった大野寺の磨崖仏とか、加茂の磨崖仏もあります、加茂に当尾に磨崖仏もあります。和束町の撰原のあれも磨崖仏と言えるかと思うんですけどももあります、近辺では。そういったところは、今もうちょっと無理かもわからん。

だから、笠置町単独でも一遍もう最後出してみましよう、本当に。それは禍根を残しますよ、出さなかったら。私はそう思っています。本当にもう一度、その決意を言ってください。それやったら、私も前のときに、私も手伝いをさせてもらおうと、前に言ったことあります。何も話もなかったです、残念ながら。本当に最後の決意、もうあと恐らく来年2月がプレゼン最後やと思います。そして5月に発表されます。本当に笠置町にとっては資源のないところ、観光しかないということをおっしゃるのやったら、なぜ今までほったらかしにしているのか不思議でなりません。最後、本当にやるか、やらないかの最後の一遍ラストチャンスです。答弁してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほども答弁させていただきましたように、こういうことにつきまして、知識のある方、関心のある方、一度集まっていたきまして、そういう意思統一といいますか、思いを共有して前へ進めていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 次に、復刻版京都笠置炭酸サイダー、これですね。これあそこで買いましたけれども、250円。

平成28年度の一般会計決算書に、炭酸泉源泉・湧出量検査委託367万3,296円が計上されている。最初、新聞報道されるまでにネットで見たんですけども、本当に湧出があったのかと思って、この367万円の中からそういったことがあったのかどうか。それだったらいいなと思ったんですけども、後で言いますけれども、それでは、この検査委託された炭酸泉が湧出されると思われたのか。湧出したところで、製品にするまで多くの過程があり、商品ベースになると考えられておられたのかどうか、それをまずお聞かせ願いたい。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

明治の時代に、天然の自噴炭酸水として、日本で初めてミネラル炭酸水の商品化というのが、笠置で明治の時代に発売されました。その商品を新たな観光資源として活用し、また誘客につなげる目玉の商品として再度復活させようということで取り組んだ事業でございます。

当時くみ上げていた場所にくみ上げポンプというものも、今存在しておりますし、当時、その場所に立ち、水中を眺めると、気泡が川底から浮かび上がってきたというところもございましたので、そのくみ上げポンプを再度活用して、炭酸水というものを再度復活できないかという内容で、平成28年度に事業に取り組みました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

そうすると、今言ったように、湧出したところで製品にできるかどうか、多くの過程は商業ベース、本当に商業ベースに乗れるかどうかというところをお聞きしているんですけども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

商業ベースということで、その炭酸水が例えば飲料水という活用、また温泉水としての活用、それぞれの活用がそのとき想定されておりました。それぞれの商品化という中では、それぞれの工程が発生してきます。そういった工程も、一体どのような工程を踏んでいけばいいのか、そういったことも検証するために、この事業に取り組んだ次第でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それじゃ、この検査された検査委託とか業者とか、その結果はどうなったのか、答弁願えますか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

2点、検査の業者がどこだったのか、そして、結果はどうだったのか、その2点について答弁させていただきます。

まず1点目、検査委託業者はどこだったのかということで、そちらにつきましては、JTB西日本団体旅行京都支店、そちらのほうに委託をさせていただきました。

結果につきましては、まず当時、先ほど申しましたように、くみ上げポンプが存在しております。そちらの中から水中に含まれております炭酸の濃度を検査いたしましたところ、比較的高い濃度の炭酸泉が検査結果として出ました。また、その近隣の井戸水なども検証いたしました。結果的に、飲む水としての炭酸水として、ほかの成分が入っておりましたので、飲料水としては適さない、また、温泉につきましては、毎分当たりの湧出量が、温泉水として使用するには比較的少ない量であったというところで、その源泉のもの自体を飲料水、また温泉水としての利用というところは、それ以上のことをしようとすると、費用投資というものが高額になるということがありましたので、その時点で断念をさせていただきました。しかし、検査の結果、やはり水脈というものは笠置町内にはあるということが、一定検査の結果でわかったという内容でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

通告で、検査結果等の今答弁いただいた資料を提出いただきたいと思いますとお申ししたら、出していただきました。これ、木津川の以前のところを復刻する場合はそこでいいんです。しかし、もう平成28年の台風とか平成30年で河川が変わってきて、状況がもう全然違いますよ。本当にそうしたことが出ると思われたかどうか不思議なんです、367万円ですよ。

そして、その木津川のところもやられたけれども、あとさっきおっしゃったように、飛鳥路地区2カ所、東部1カ所、南部2カ所の井戸水を、なぜこんなところまでやる必要があるのか、検査を。不思議で仕方なかったんです、これをもらったとき。一番気になったのがそこです。なぜこの井戸水を検査する必要性があったんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

水脈というものが笠置町全体に広がっているであろうということが、当時、検査結果で出てきました。ということで、その周辺の井戸水、笠置町の中に井戸水を使われているところにも、濃度の高い炭酸水が出ているのであれば、それを飲料水としての活用ができないかという、またその川底からの炭酸泉じゃなく、もう一方の可能性を検証するために、この近隣の井戸水の水を採取して検査をいたしました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

井戸水というのは、昭和30年代も皆さん方も我々もみんな一緒ですけども、井戸から水をくんで使っていた。そのとき、ぶくぶく炭酸なんか出ていませんよ、我々使っているところは。笠置町はそんなところ恐らくないと思いますよ。それを、井戸水、風呂とか炊事とかみんな使っていたんですよ。それやったら、その当時にすぐわかりますよ、昭和30年代までに。本当になぜこれ調査されたか、今聞いていても一つ合点がいかない、367万円もの金を、私にはちょっとわかりません。

それはもうさておいて、最後の質問です。

例のこれが、私、京都府の消費生活センターまで行ってお聞きしに行きました。これが本当に復刻版サイダーと言えるかどうか。これちょっと京都府庁の中と思ったら、京都の九条のほうに、京都テルサというところの中に何人か大分おられましたけれども、そのところでいろいろお聞きしました。

そのときに、やっぱり私も答えは当然推定で行きましたけれども、答えは一緒だったんで

すけれども、これを飲んだ消費者の方が、本当に笠置で湧出、出た炭酸水で購入したのであると思って購入され、飲まれ、そうでないことが事実であれば、消費者の方から訴えられたら疑義が残るとおっしゃっていました。私もそうじゃないかという疑問視で行っていましたら、そのとおりの答えでした。

そして、この新聞報道にされたことをコピーされて、これもコピーされました。もしそういったことあれば、また私に電話しますとおっしゃっていましたけれども、電話がなかったんで、そのままになっておりますけれども、やはりこれが本当に復刻版と言えるかどうか。これ業者が姫路の業者でしょう。販売者、製造がどこになっているかという、販売者と書いていますけれども、この場合は、製造販売と書くはずですがけれども、そういうふうなことも書いておりません。

町長、これ本当に復刻版と言えるかどうか。笠置まちづくり会社が平成28年8月25日に設立され、当時、町長は代表取締役やられました。そして9月には、私が質問したときに、町長がそれを兼務するのはおかしいと言ったらおりられて、この前も履歴事項全部証明とってきました。前もとってきましたけれども、町長は、平成29年6月23日に辞任されております。しかし、笠置町は50万円を出資しているその代表者でもあります。今言ったように、これが本当に復刻版笠置炭酸サイダーと言えるかどうか、町長、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 復刻版京都笠置炭酸サイダーは、まちづくり会社が企画をして、販売をさせていただいております。売れ行きも好調であり、笠置に大きなインパクトを与えていただいたと、私は思っております。

その買われた方が笠置町の何か由来するものが入っていると思って買われて、それがそういうことがないということについて疑問や不満をお持ちになる、そういうことを心配されていると思いますけれども、その瓶の裏のラベルには、きちんと製造元、使っている材料が明記しておりますので、その辺は私は大丈夫だと思っております。

その復刻版ということについて、私としては2点を思っております。ラベルをその当時のものに忠実に復元された、そういうことについての復刻、もう一つは、東部地区におきまして炭酸水が湧出していた、それにつきまして、高齢者の方々が砂糖を持って飲みに行っておられた、また胃腸が調子悪いときはそれを飲まれて、薬として飲まれていた、そういう東部地区の炭酸には思いというのがあると思います。そういう思いを呼び起こすための復刻、私はそういう思いも重ねて、復刻版というのは2点あると思っておりますので、問題はないと

考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） それでは、町長、なぜ細々とあの1カ所だけで販売されているんですか。大々的に宣伝して販売されたいかがですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

販売というところで、今現在、販売しているところ、笠置町内におきましては6カ所、あと南山城村の道の駅、あと京都市内、これ単発でございましたが、販売をしていただいております。その他、各京都市内を中心ですが、イベント時に販売をしていただいたりということで、町内、また町外ということで、以前、笠置町の中で炭酸水が発売されていたところをPR、現在しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

次に、ひきこもり、いわゆる8050、80歳で子供さんが50歳という、今最近問題になっております。

内閣府は、3月、40歳から64歳のひきこもりが全国で約61万人に上ると推計を、今回初めて公表されました。若者15歳から39歳を対象とした内閣府の2015年の調査では54万人、今回の調査と合わせたら、時期がちょっと違いますけれども、100万人を超える計算となります。

この定義は、家か自宅からほとんど出ない状態に加え、趣味の用事など以外に外出しない状態が6カ月以上続く場合とあります。

これも、私ちょうど京都府議会が開催しているときに、担当者にお聞きに行きました。お話を聞きました。なかなかこういった問題は回答がないので難しい問題ですけれども、ただ、京都府としては、府内全域では脱ひきこもり支援センターを設置していると。この山城南地域では、社会福祉法人南山城学園京都府「チーム絆」山城南相談室、これが木津川市の木津の駅から歩いて5分ぐらいのところにあります。

これらのいろんな条件がひきこもりはありますけれども、詳しいことは言いませんけれども、いろんな条件があります。ただ、私その担当者にお聞きしたら、こういったパンフレットをくれまして、要するに、学校の不登校から続く場合もあるんじゃないですかと言ったら、

やはり不登校、ひきこもりというパンフレットを後で出していただきました。それもやっぱり関連するん違うかと聞いたら、こういうパンフレットも出していただきました。

都道府県や政令市に設置された脱ひきこもりセンターがあるが、笠置町の相談窓口は、受け皿はどこになるのか、社会福祉協議会なのか。

秋田県藤里町では、10年ほど前に藤里町は3,800人ぐらいの人口だそうなんですけれども、まちに住む現役世代の1割近い113人がひきこもりの状態であることが判明、そのうち約半分が40歳以上の人たちだったということです。そこから町の社会福祉協議会が町に働きかけ、取り組みが始まり、まず就労体験の場を設け、1戸1戸回り、資格取得や仕事の情報提供をし続けた結果、多くの方がひきこもりを脱したと。

以前に、木津川市にあるいづみ福祉会の役員をやらせていただいたときもあります。そのときに、ひきこもりの方の就労支援を行っているかと担当者にお聞きしたら、ひきこもりの方の受け入れをやっているとおっしゃっておいりました。

笠置町では、相談の窓口の受け皿はどこになるのか。社会福祉協議会になるのか、答弁願えますか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

ひきこもり支援センターの所管が、京都府で言えば健康福祉部福祉課、福祉援護課になります。そういう関係上、行政で言えば、当然、保健福祉課が所管します。

御質問にありました社会福祉協議会でございますが、これは自助、互助団体でございますので、公助できない部分を社会福祉協議会で担っていただいている部分がある。当然ほかの団体も含めて、全体的にこのひきこもり問題については、総合的に対応していくというふうになりますし、一昨年度策定いたしました福祉計画においても、その旨明記しておりますので、御確認いただければ幸いです。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それじゃ、実際に何らかの、私は仮定で言いますけれども、笠置町にもそうした方がおられると思って仮定で言いますけれども、何らかの相談なりに対応されたことがあるのかどうか、その辺。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。ただいまの御質問でございます。

いわゆるその8050問題というのは、それ単独で課題に上がってくる、問題に上がってくるというのは、なかなかございません。そこに介護問題、あるいは生活問題等々、いろんな複雑な要素がそこに絡まってございますので、今の御質問に当然該当はするんですけども、ケースとしてはございます。

先ほど言われましたひきこもり支援センターまではいかない中でも、京都府と協働して対応させていただいたケースというのは、少なからずございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

京都府議会が、今開催されております。私も先日行って、府議会、代表質問のときでしたけれども、担当者の方にお会いして、忙しいところ、やはり話題があるのか知りませんが、一般質問で、昨日も就労氷河期世代を中心とした脱ひきこもり支援についてということが、きのう一般質問されています。そして、21日には、金曜日、ひきこもり対策として質問されております。

最近やっぱりいろんな問題があるので、そういうことで、一般質問でこういった2人の方が質問されているんじゃないかと思うんですけども、だから、最後に町長、この8050、いわゆる先ほど言ったように、80歳で50歳、親の年金などで生活できる間は本当がいいと思うんですけども、ひきこもりの方の収入が不安定なまま高齢化すると、将来の社会保障費が膨張し財政悪化につながる、これが町だけでなしに、全国的な国の財政も財政悪化につながる可能性があります。町として、本当今後どのような施策をされるのか、答弁願えますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） ただいま京都府におかれましても、総合計画を作成されております。その中で、包摂という言葉がキーワードになっております。いろんな状況におられる方も社会全体で包み込んでいこう、そういう理念であると私は考えております。ひきこもり問題につきましても、そういう観点から取り組んでいく必要があると、私は信じております。

大倉議員、先ほども申されましたように、ひきこもりの状況のある人は61万人と推計をされておまして、一番多いのは、何かの原因で退職された方がそのままひきこもり状態になったという方が一番多い状況でございます。年齢にして言えば40歳から64歳の方が断トツで多い、そういう状況でございます。仕事で脱サラされ、周りとの接触を避けられる状況になられたと私は思っております。

まずは、就労や勉強の目的を持たずに、自助グループやリハケアなどを望む人がたまる場を用意することが支援の始まりであり、大切であり、人になれ、親密な関係とはどういうものか思い出してもらいながら、やはり場づくりに人もお金も私は投入すべきだと考えております。

町といたしましては、京都府と連携をいたしまして、実態を把握して、その方々の一人一人のどういう理由でどういうひきこもりの状況におられるか、そういうことをしっかり把握して、その人、その人に適切な対応ができるように取り組んでいきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

本当にこういった問題はなかなか難しい。私もこの質問の取り上げはどうかと思ったんですけども、やはり、今社会問題に大きくなっております。だから、先ほど言ったように、京都府の府会議員の方の一般質問も2人もやられております。やはり関心が高い。

そういったことで、私も質問させてもらったんですけども、本当にこれは、なかなか解決というのは難しいとは思いますが。どなたがやっても、なかなかこれは難しいと思えますけれども、本当に地道な、先ほど言ったように、藤里町、ここが本当にいい例で、秋田県藤里町、これが10年ほど前に、NHKのクローズアップ現代で放映もされたそうなんですけれども、そのことも新聞報道で私も知ったんですけども、これネットで見たら、藤里町のこといろいろ私も見ました。やはり、ここは社会福祉協議会の事務局長さんがしっかりと対応されて、大分脱したという話がネットでも載っていました。新聞報道でも載っていました。だから、そういった地道な活動を本当に今後やっていただきたいと思えます。なかなか本当にこの問題については、本人が絡むものですから、なかなか難しい問題ではあると思えます。その辺よろしくお願いします。

これで、私の一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで大倉博君の一般質問を終わります。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時40分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

6番議員、松本俊清君の発言を許します。松本君。

6 番（松本俊清君） 6 番、松本です。

今回、町所有の建造物の管理運営、教育委員会の移転、国道 163 号の安全、荒廃農地の対策について、再度となりますが、質問させていただきます。

何でこんなことを質問するかというと、私は、町民の声を聞いた上でさせていただいております。一番大事なことは、町民の声を行政に反映させていくのが町長の大事な仕事であると思います。

そこで、質問に入ります。

町の所有建造物いこいの館、議会での町長とのやりとりで考えると、約束されるも、実行されていないと思います。現在の運営状況はどうか、指定管理者制度等の説明を受けているも、どうもうまくいっていないように思われます。この状況を改善できますか、どうですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 松本議員言われますように、いこいの館に関しましては、2年間、指定管理をやっていただいております。その状況を踏まえまして、次にあり方を検討していこうというのが今の状況でございます。ただいま指定管理がうまくいっていないというのは現実だと思います。これは何としても打破しなければならないことだと考えております。指定管理業者としっかり話し合っ、何とかこの状況を打開していきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） 6 番、松本です。

今、指定管理者というようなこと、非常に議会で否決されても、町長はその制度をやられました。本当にうまくいくんですか、どうなんですか。そういう点、できるのか、できないのか、その点ははっきりとお答え願いたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 2年間、指定管理をやっていただくことについては、それはやっていただくことになっております。そういうことにつきましては、やり切っていただく、そういうふうで捉まえております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） 6 番、松本です。

これ2年間という契約をよく言われますが、最初、私は問題のときに、町長の発言される

ことと実際とは全然思うようにいっていないと。だから質問しているんですよ、違うんですか。本当にこの状況を町長としてできるのか、できないのか、それを聞いているんですよ。わかりますか。今うまくいっているんですか、指定管理者と。その関係をうまくいくんですか、いかないんですかということを知っているんです。それについてお答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） うまくできる、できないという質問でございますけれども、やらねばならない、そういう思いでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

できるということですね。町長、それについて約束できますか。間違いないですね。その点、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 貫徹できますよう、最大限の努力をしてみたいです。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 努力はしてもらったらいいんですけれども、私はここで、状況をできるというように判断していいですか。

それと、この指定管理料1,200万円支払ってありますね。それと、この前の答弁では平成30年度の赤字を補填する、これはとんでもないことですよ。これは町民全員の声だと思えます。

前回の質問で、4,500万円につき説明を求めました。そのときに、町長は、町民の皆様にも説明を申し上げ、理解をいただいて対応していきたいと答弁されていますね。そして、10月ごろには指定管理の様子を見て結論を出す。10月に見直しできますね、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、指定管理をやっている状況を踏まえまして、ことし10月、秋ごろには、来年度に向けてのいこいのあり方を検討していきたい、その中での方針を決めていきたい、そのように考えております。それは、やはり準備期間、移行期間がございますので、ことし中には、来年度からのいこいのあり方、どういうあり方がいいのかにつきまして、皆さんとも、また町民の方とも御意見を聞きながら、そういうことを考えていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 10月には一応見直しするということですね。それで理解していいんですね。

そうすると、今の案として、どういうふうにしようと思われているんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、具体的な案は持ってありません。やはり、指定管理の状況を踏まえて、皆様方、町民の皆様方から御意見をいただきながら、そういうものを作成していきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

考えていないということですが、以前にも廃止か、または用途を変更するか、売却か、賃借かということを提案しているんですよ。それでもまだ考えているということであれば、町民の皆さんにアンケートでもとったらどうですか。そういう点、どのように考えておられるのか。議会の答弁はその場限りの発言ですか。私はそのようにとるんですが、それはどうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 町民の皆様の声聞いていくというのは、最も大事なことだと考えております。アンケートにつきましては、アンケートをとる方向で、今準備をしております。また、タウンミーティングなど、そういうことも考えております。町民の方の声を一番優先して、いこいの館のあり方を考えていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 一応、町民の声聞くということなんですけれども、町長の案として、笠置町は高齢者が非常に多いんですよ。しかし、隣の村では、福祉のほうに物すごく力を入れるというようなことを発言されていますね。そういう点も考慮して、前向きに検討してもらいたい。あやふやで思いますでは困るんですよ、町長としては。

ちょっと質問を変えます。

指定管理者の業務、あれについて、仕様書に関してお聞きします。

第5、業務内容、第6、第7につき説明を求めます。これは、保守点検、日常点検業務、修繕業務、この仕様書でどのような理解、判断をなされ、専決で9万2,000円の修理費用を出されたんですか。この負担、仕様書はどのように理解されて出されたんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 9万2, 500円、専決をさせていただきました。これは、10万円以下で、本来ならフェイスさんが払うべきではないかという、そういう御意見でございます。

これにつきましては、ポンプのふぐあいが出まして、業者に見積もりをとったところ、30万円前後の見積もりをいただきました。それで、その部品がすぐに調達できないという状況でございましたが、すぐに10連休という大型連休を控えておりましたので、何とか応急的にも修理をしてくださいということで、応急処置としてしていただきました。その経費が9万2, 500円でございます、まだ完全に直っておらない状況でございます。完全に直すのに30万円前後かかるという、そういうことで、9万2, 500円につきましても町が負担した、そういう流れでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

町が負担したと言われますけれども、町長の今の返答で町民は納得いくんですか。なぜこういう規約書、仕様書を出されているのに、なぜそういう勝手な判断をされるんですか。10万円以下、町長言われるような議事は書いてあるんですか、そういうことを。どういう意味で拡大解釈をしてそういう支払いを立てられるのか。これはあくまでも公金ですよ。町長の専決で決める問題じゃないと思います。その点、どうですか。何を説明しようとしてされているんですか。町民に説明できるように返答してください。どういうことですか。この規約書お持ちですか、どうですか。仕様書第6の（7）ウの（ア）の部門を読んでみてくださいよ。それについて返答してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほども答弁させていただきましたその9万2, 500円につきましては、全体的な工事を見ましての一部のお金だったということで位置づけております。その9万2, 500円につきましては、フェイスさんが負担するということにつきましては、やっぱり全体的に修理するのに30万円ぐらいかかるということを見積もりもらっておりましたので、そういう中で10万円以上の費用がかかるという判断で専決をさせていただきました。その協定書の中にも、そういうことにおきまして協議をすると、そういうことも書かれておりますので、そういうことにつきまして協議をさせていただきます、9万2, 500円につきましては町が負担した、そういう流れでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今の町長、これ私言っているでしょう。この指定管理者業務仕様書の中の5ページに何て書いてあるんですか。これ修繕費用の負担という項目ありますね。そのアの項目について私は言っているんですよ。今、緊急でどうこうやったと、そういうこと書いていないじゃないですか。応急修繕の別にかかわらずと書いてあるんですよ。10万円以下のときは指定管理者が負担すると。別にかかわらずと書いてあるんですよ。町長はどのように理解されたんですか、この文句、御存じですか。見て答弁してもらっているんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この協定書におきまして、10万円以下のものにつきましては、指定管理者が払うということが書かれております。

何回も申し上げていますが、この工事は見積もりをしていただいた段階におきまして30万円かかるというふうな予算を計上していただきました。それにつきましては町が負担する、それは当然のことでございますけれども、その応急処置といたしまして、当面していただいたところでございまして、完全に修理はできていないということでございます。同項目のウの欄にも、修繕費用の負担者を決定することが不合理なときは、町と指定管理者の間で協議すると、そういうこともうたわれておりますので、こういう条項に照らし合わせて町が負担させていただいた、そういう流れでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） これ答弁してもらっておるけれども、私はこの計画修繕、応急修繕の別にかかわらずという文句について言うているんですよ。何が30万円ですか。緊急で30万円かかったとしても、別にかかわらずと書いてあるんですよ。これで指定管理者等とうまく話し合いができていますか。そういう点を私は聞いているんですよ。どうなんですか、もうはっきりしてくださいよ。この質問に対して教えてください。別にかかわらずと書いてあるんですよ、どうなんですか。そんな30万円かかるのか、私そんなこと聞いていませんよ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この修繕に関しましては、一応30万円の工事費用がかかるということになっておりました。その工事がすぐに部品が入らないためにその工事ができない、そういう状況でございました。それで、一応持っておられる中古といたしますか、古いのを仮につけていただきました。そういうことに関しての費用でございまして、全体的な費用に関しまし

では、まだ工事が終わっていないという状況でございます。そういう部分につきまして、先ほども申し上げましたけれども、そういうことにつきまして、指定管理業者と話し合いをさせていただきまして、この件に関しましては、当面、町が負担する、そういう話をさせていただいたところでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 松本です。

今の答弁を聞いていても、先ほど一番最初に言ったように、全然歯車が合わないんじゃないですか。これももう一度言います。別にかかわらず、町長が専決された場合は、町長がこれ自腹切って払ってくださいよ。そのための仕様書や契約書じゃないんですか、違うんですか。それだけの権限を持って専決されたんですから、何を30万円とかそういう話されているんですか。もう少し行政については真剣にやってもらいたいと思いますよ。

それと、さきに言いました運営はどうなっているんですか。今年の4月、5月、どうなんですか、いこいの運営は。経営はどうなっているんですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 正直申し上げまして、今、支配人の方が腰痛をまた新たに悪化されて、こっちに来ることがかなわない状況が続いておりまして、具体的な数字につきましては、報告が上がってきていない、そういう状況でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

これ、先ほど言いましたけれども、指定管理料1,200万円払っているんですよ。それで連絡がついていない、動向していないというような話で事は済むとお考えなんですか。これは、今回じゃなしに、この定例会第1日目するときにも聞いていますよ。そのときには何と答えられたんですか。全然まだ報告も聞いていないという答弁でしたね。それからもう2週間たっているんですよ。それでもできていないということは、本当にいこいの館を運営していく気力があるんですか。その点、どうなんですか。2週間たっているんですよ。

そういう点、何も手を打たなくて、それをのうのうと、相手も会社ですよ。組織がありますよ。彼がもし欠席していなかったら会社の誰かが来てやる、それが1,200万円払っている意味があるんじゃないですか。それを黙認していて、わかりませんと、そんなことで運営管理はできるんですか。できるとお思いですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今の状態で運営を続けていただけるのは、非常に困難があると認識をしております。今こういう現状を一日も早く打破して、正常な維持管理をしていただきますよう、指導していきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） こんなん答弁してもらっても、そんなん関係ないですよ。もっとはっきりした経営者らしい答弁をしてもらいたいと思いますよ。この今の答弁で、テレビを見ている町民の皆さんは納得するんですか。毎月、毎月、月100万円の予定で来てもらっているんですよ。そういう点、どのように考えているのか。

もっとあるところでは、町長は、政治生命をかけてやるというような発言もされていますよ。町長の任期はあと何カ月あるんですか。それまでに完全にやるという強い意思はあるんですか、ないんですか。そういう点、答弁してもらいたい。

そして、今の状態ではできていないんだったら、できていないなりに、町民のみんなに理解するように、そういう説明とかやってもらわないことには全然意味がないんですよ。

そして、この前言った修理代は一緒ですんで、5月1日に令和になって、いこいの館が町民オール無料になりましたね、違うんですか。そのとき笠置町の入場者は41名ですよ。そのぐらい風呂に関してやっていこうという町民の熱意がないんですよ。その点、どういうぐあいにお考えですか。41名ですよ、入られたのは。その点、どうお考えですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 5月1日、令和が始まる日、指定管理業者が、その日は町民の方に広く入っていただくという思いで無料にされました。結果的には41名だったと、私も思っております。その数字が多いのか、少ないのか、それは判断の仕方もあるかと思うんですけども、私はもう少し来ていただけるかなという、私個人の思いもございました。

今、本当に町民の方もいこいの館に関して、こういう問題ばかりを露呈させてしまっております。そういう状況で気持ちが離れられておる、そのような感じもいたしております。その点につきましては、私も責任を感じております。もっと町民の方に親しんでもらう、そういう場であるようなそういう取り組みを強めていきたい、そのように感じております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番。

ここで、町民が関心ないと。あるんですか、どうか。関心がないというように判断した場合、何が原因で町民が来られないのか、そういう点、分析され、対応されていますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 原因につきましては、こちら側の思いだけでございまして、具体的なそういう統計はとれておりません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） そういう答弁ですと、やはり町長、経営者として失格じゃないですか。しかし、そういう町の設備にそこまで力を注げないということは、ほかにやる仕事が多過ぎてできないのか、自分ができなければ、副町長の活用をどのようにされているんですか。町の行政のシステムについて、簡単でいいですからお答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私と副町長とはどういうすみ分けをされておるのかという質問でございます。

私は、対外的にいろんな集会やそういうところに私が出席をさせていただいております。そういう場でいろんな方とのつながり、京都府さんとのつながりを強めていきたいと考えております。副町長におきましては、町内におきまして、職員の目配りや事務の最高責任者として仕事をさせていただいております。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 私の口から、町長が私をどう活用しているのかというのを述べるというのは僭越かも知りません。一般的に、副町長の役割は、やはり町長の職務代理というのが基本でございます。町長ができない場合にその代理としてやる、そして事務の執行部分につきましては、やはり実務的に総括責任を負うという立場でございますので、全体を見渡し、各所管の課長等の指導を行う、そして業務等がうまくいかない場合には、やはり具体的な相談を受けてサポートをさせていただく、そういう役割であると認識しておりますので、引き続き、町長の補佐を行い、そして執行部の実務の管理者、責任者として職務に精励してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） もうこの前、いこいの件については、やはり経営ともども町民の財産であればあるほど、町長、政治生命をかけてでもやってもらいたいと思います。よろしく願いします。

そして、あと同じ建物なんですけれども、旧植村邸はどのようになっているんですか。何が目的で贈与されたんですか。前回のときは、土地が登記できていると。建物は登記できて

いないからそのままやという答弁でしたね。これはやられたんですか、どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、登記のことにつきましては、今現在できておりません。建物、近隣の方、管理というところで、先ほどからお話がありましたが、そちらのほうも十分にできておりませんので、こちらにつきまして、しっかり管理できるように対応させていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 今の答弁なんですけれども、所有権の移転は平成28年8月4日、土地はされています。それから建物については、所有者が未登記という形でやれていないと。これやれていなかったら、早急にやってもらいたい。これはどこがするか知りません、どの課がするか知りませんよ。こういう場合、早い時期に検討して善処してもらいたいと思います。

この旧植村邸の贈与をしてもらったと。そのときの利用目的は何だったんですか。現在においても、平成28年から、とゆはもうたれっ放し、瓦は落ちっ放し、それと、それに対する予算が組んでいないと。これはどういうことですか。町はそういう建物についてばらす解体費を持つために贈与されたんですか。これは近所に笠置町の住宅があるんですよ。庭は悪い、裏は悪い、全然もう対応の余地がないんじゃないですか。そういう点、どのようにお考えなんですか。

そこで、この前の前回の回答には、非常にいいことを言われていますよ。平成31年度、笠置流の山村留学のあり方を検討というように答弁されていますね、間違いはないですか。そして、実現化に向けて取り組みをやり、令和2年には早い時期に募集していくと発言。その進行はどうですか。その中で検討委員会のようなものを立ち上げ、早急に結論、どのようなパターンを想像して発言されたんですか。夏休みだけですか。それとも1年間ですか。そういう案はあるんですか、お答えしてください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町のこれからの施策にとりまして、移住・定住を進める、これは大きな課題でございます。それに向けて実現していくためにも、この山村留学プロジェクトというのは大きなウエイトを占めていると、私は思っております。ぜひとも笠置のこのすばらしい環境で教育を受けていただき、その方々が引き続き笠置に永住していただきたい、そう

いう思いでこの取り組みを始めております。何としてもこの制度、私は実現したい、そういう強い思いでおります。山村留学プロジェクトにつきましては、毎月1回、委員会を開催していただいております、具体的な取り組みにつきましては、またどういう制度が笠置町に登用できるのか、そのようなことについて、今議論をしていただいているところでございます。

令和2年につきましては、そういうふうな実現に向けて取り組みを強めていきたい、また夏休みだけのそういう探検ツアーもありますし、また1年間来ていただく、そういう方策もございます。そういうことにつきまして、今議論をしていただいているところでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 今、町長の答弁、旧植村のところをやられるんですか。しかし、ああいふ建物で果たして山村留学と銘打ってやれるとお思いですか。それだったら、それなりにあそこの補修予算、なぜ組まれていないんですか。口先だけの答弁では意味がないでしょう。どうなんですか。あそこでやられるんですか。

そして、あそこでこの前、何と答弁されたんですか。あそこで直しても、急傾斜のために宿泊はできないと答弁されていますね、違うんですか。それだったら、その横にある町営住宅の皆さん方はどうなんですか。それに対して対応はできているんですか。そういう点、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 山村留学制度におきまして、植村邸の活用におきましては、宿泊、そういうことではなくて、あそこにはいろんな古い生活道具や民具などがたくさんございます。そういうものに触れていただいて、子供たちの学習の場にしていきたい、そのような思いでございます。

今、後谷住宅の住んでおられる方々の安全面はどうなんやと、もうそのとおりでございます。今、町としてできますことは、今住んでおられる方々に情報とか、そういうのを小まめに提供させていただき、適切な行動をとっていただくような、そのような仕組みをつくり上げていきたい、そのような思いでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 松本です。

今言われて、もちろんそのとおりですよ。まちの交流、いろいろ企業、大学、何か1つの研究、調査していく拠点ということで整備を進めるという答弁だったんですよ。だから、それについて整備されたんかどうか。予算はどうなっているんですか。ただ、ここで回答され

ますけれども、町長の発言と全然実行力がないじゃないですか。私はそういうことを言っているんですよ。そんな夢のような話されても困るんですよ。そういう点、どうですか。それはもう結構ですよ。

では、次に、同じ建物でお試し住宅、旧伊左治邸についてお尋ねいたします。

この前の答弁では、平成30年度に契約するという答弁をされていますね。されたんですか。いつされたんですか。その内容はどうだったんですか、御提示ください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 持ち主の方との契約はさせていただきました。以上でございます。

6番（松本俊清君） 町長、いつ契約したかと聞いているんです。そういう答弁してくれよ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 3月末に契約を結ばさせていただきました。契約の内容につきまして、また御要望があれば、その契約書は見ていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 松本です。

私は、何日に契約されたと。3月26日に答弁されているんですよ。大倉議員が言っていますよ。何日にされたんですか。その内容はどうだったんですかと、提示してくださいと私は言っているんですよ。いつなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 契約の年月日でございますけれども、契約日は、平成30年3月10日でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） なぜそういうことになるんですか。この前の答弁は平成31年ですよ。

こんな答弁して、私の質問時間を費やすということは、事務局、私の発言カットしてくださいよ。こんな答弁で議会が成り立つんですか。ええ加減な回答してもらったら困りますよ。どうなんですか。日は何日ですか。

議長（杉岡義信君） 松本君、答弁すると言っているから答弁聞いたって。

6番（松本俊清君） してくださいよ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 申しわけございません。契約の年月日は、平成29年3月10日であります。この契約書を結びましたのは、3月末でございます。

(「議長、動議やで、これ」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 西岡君。

1番(西岡良祐君) 1番、西岡です。

今の答弁について疑問があります。ちょっと休憩して全員協議会開いてください。

議長(杉岡義信君) 今の西岡君の動議について、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午前11時24分

再 開 午前11時39分

議長(杉岡義信君) 休憩前に引き続き再開します。

先ほどの松本議員に対し、間違った答弁をされたわけでございます。再度、町長、答弁願います。

町長(西村典夫君) 申しわけございません。私の大きな錯誤、勘違いをして、曖昧な答弁をしてしまいました。申しわけございませんでした。

持ち主との契約をさせていただきましたのは、令和元年5月30日でございます。契約日につきましては、さかのぼって、平成29年3月10日付でございます。以上でございます。申しわけございませんでした。

議長(杉岡義信君) 松本君。

6番(松本俊清君) 松本です。

なぜこういう答弁をされるんですか。この前の議会のときには、京都新聞にも載っているんですよ。こういう報道されているやつが、平成30年度にするという町長の発言、それを5月30日ですか、そのときに結ばれたと。どうなっているんですか。そういう答弁を、議会を混乱させるような答弁を平然とされる町長に対して、前回も言いましたが、私は町長不信任案ですよ。それを言いかえれば、議会を軽視されているんじゃないですか。

そして、契約された内容について、私はお見せくださいと発言しているんですよ。それはどうなんですか。契約書の内容を見せてくださいと言っているんですよ、どうなんですか。だから、車3台分、土地借用されていますね。あの区切りはどういうぐあいになっているんですか。契約書にどういうぐあいにうたってあるんですか。

そして、お試し住宅、あそこの草はぼうぼうですよ、草は。そしてあの玄関どうなんです

か、あれ。今、夏ですから、マムシ出てくる可能性がありますよ。そういうところに、お試し住宅という形で銘打って笠置町はやられるのか、どうなんですか。

試しに、宇治田原の町のお試し住宅が新聞に載っていますよ。これは、築20年、木造2階建て、約200平米。そして、家具やエアコン、冷蔵庫など、家電も完備していると。家賃は1カ月3万円、3カ月までと、こういう詳しく載っているんですよ。

笠置町のお試し住宅はそういう点、どのようになっているんですか。誰か、町長、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 駐車場3台分、場所はどこか明示をされていないということでございますけれども、あえて明示はしてはおりません。あのスペースの中で3台をとめさせていただくという、そういう契約の内容になっております。

雑草は生えておる、管理できていないかということでございます。

現在、十分な管理はできていない状況でございます。町が借りている土地でございますので、維持管理につきましては、小まめに整備をしていただきたい、よい環境でお試し体験をしていただきたい、そのような環境の充実を図っていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

使用料という御質問がありましたので、その点、補足させていただきます。

お試しの建物につきましては、1週間1万5,000円という料金設定になっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

まず、お試し住宅ですから、やはり定住してもらう、または来てもらうためにも、十分な整備をしてもらいたい。

そして、駐車場の場所もわからないというようなことですが、玄関はどこまでの範囲で契約されているのか、そういう点も今後はっきりしてもらわないことには、軒下から行って、前回、梅の木があったところは物すごく草生えていますよ。だから、そういう点、どうするのかということも十二分に加味して契約書をやってもらいたい。そういう点、町長の責任においてやってもらいたいと思います。

次に、もうお試しはこれぐらいでやめておきますけれども、サテライトオフィスについてお聞きします。

あの建物は工事が終わったんですか、終わっていないんですか。ちょっと町長、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 工事は完了しております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 完成しているということですが、何を根拠に完成しているんですか。中の設備どうなっているんですか。完成していると言われましたが、どこを完成しているんですか。例えば冷蔵庫ですよ。電源入っていても、きいているんですか、冷蔵庫。

また、管理方法なんですけれども、あの冷蔵庫の中にジャムの瓶が1つあるんですよ。その消費期限はいつだとお考えですか。2018年12月31日ですよ、消費期限が。そんなもの平然と置いてあって、冷蔵庫自体の電源が入っても全然きいていませんよ。それで工事を完成されたと言われるんですか。

それと、こういう問題については、課される以上はいろいろと利用規約というのがつくられていますね。町長、御存じですか。これは笠置テラス利用規約、わかっていますか、御存じですか。ああいうところを利用されたときに、ごみの処理はどうされているんですか。また、あそこで貸し出しされているふすまの中に入っている座布団の管理等はどこがどのようにし、誰がどのようにチェックしているんですか。また、あそこに行かれた場合、動物の糞はある、草引きした草はそのままほってある、これで本当に管理運営、工事はできているとお考えですか。

それにも続いてまた言いますけれども、あそこに以前フェンスがあったんですよ。処理されましたね。その後どうなったんですか。これは、一応このあれには、ああいう問題については、警察に届けるとなっているんですよ。よそのもので届けなくて、どういうぐあいに処理されたんですか。そういう点も加味して、町のサテライトとして、トップの町長として、御返答お願いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

建物の工事が終わったのか、終わっていないのかという点からまず御説明させていただきます。

ます。

建物につきましては、完了し、検査をさせていただきました。

その次、重要なところでございますが、管理が行き届いていない中の雑草とか、あと中の備品関係、そちらにつきましては、現在、商工観光課が管理課でございます。管理規約というものを設けておりますが、先ほど議員御指摘のとおり、冷蔵庫の中等々、中の備品等もきちんと細部まで管理できていないところがございますので、その点につきましては、より一層利用していただきますよう、当課のほうで善処して対応させていただきたいと、そのようにさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） フェンスは。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） 申しわけございません。前回御指摘のありました黒いフェンスにつきましては、施工業者さんのほうに確認をいたしまして、今回の改修の中には、工事、フェンスの設置というものは入っておりませんでした。しかしながら、近隣の家との境界といいますか、必要じゃないかというところで、一応資材を設置するような話がありましたが、結果的に設置は必要ないということで、業者さんのほうにフェンスのほうは撤去していただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、前向きにやっぱり管理してもらって、善処するようお願いしたいと思います。

フェンスの返答なんですけれども、それではちょっと意味が通じないですよ、前の答弁として。そういう点、よろしくお願いしたいと思います。

では、もうこのぐらいにして、教育委員会移設についてお尋ねいたします。

産業振興会館に、町所有の資産についてこれ質問するんですが、先日の議会の中で、事務局の職員さんから説明受けました。その中で、公共建造物の統廃合を進めるということで、中央公民館に教育委員会を入れると説明がありましたが、この中央公民館の所有物はどこなんでしょうか。これは、一応教育委員会に譲渡されているんですよ。しかし、この前の答弁では、話がおかしいじゃないですか。これやったら、動かす必要はないんじゃないですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますが、そのときの答弁が、中央公民館に教育委員会を移すと、もしそういう答弁してございましたら、それは私の言い間違いでございます。今まで協議し

た中で、産業振興会館に教育委員会分室を移転するというふうなところでございますので、言い間違えましたら、訂正よろしくお願ひいたします。

それから、中央公民館の所在ですが、今、当然、社会教育施設として、連合のほうの管理下にあります。今回、中央公民館の社会教育施設を用途廃止しますことによって普通財産になりますことから、その所在については、今後、双方で協議というふうな過程になるところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） 先ほど言いましたように、中央公民館は教育委員会に譲渡されているということになってきますと、公共物の統廃合のうちに入らないじゃないですか。

また、産業振興会館では、いざというときの避難場所になっているんですよ。もし産業振興会館にこれが移った場合、駐車場なんかはどうされるんですか。そういう長期ビジョンはどのように立ってやっておられるのか。そういう対策等を十二分に考慮してそういうことを発言されているのか、それをちょっとお願ひしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。ただいまの御質問でございます。

いろいろなさまざまな考慮というふうなところで、視点が広がりますが、まず今現状の中央公民館、あるいは教育委員会笠置分室の用途でございます。

その用途につきましては、今現状、利用が多分御理解いただいているとは思いますが、効果的な活用とは言えない状態であるということは御承知いただいていると。駐車場の問題一つにつきましても、職員の駐車場以外3台程度置ければよいという状況。そういう中で、産業振興会館に移転することによって、100%解消するかということはないかもしれませんが、統廃合することによって、現状よりは各段に利用価値、あるいは利用者の利便性が向上することは間違いのないというふうな視点で動いているというふうなところでございます。

細かな件については、また御質問ありましたら答弁させていただきたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本議員の持ち時間30分を超えましたので、これで松本俊清君の一般質問を終わります。

6 番（松本俊清君） 私の意見に対して全然、質問に対して意見が出てこなかったでしょう。

そういうことを、私はちょっと聞いてくださいというような提案したんですが、どうですか。

議長（杉岡義信君） 後でまた何かの形で。

6 番（松本俊清君）　そして、これで一応質問終わりますけれども、やはり産振については、町民の皆さんの意見を聞くようにやって、前向きに検討してください。以上です。

議長（杉岡義信君）　この際、暫時休憩します。

休　　憩　　午前 1 1 時 5 7 分

再　　開　　午後　 1 時 0 0 分

議長（杉岡義信君）　休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。

7 番議員、坂本英人君の発言を許します。坂本君。

7 番（坂本英人君）　7 番、坂本です。

通告書に従いまして、質問させていただきます。

まず初めに、観光について。

これは、以前の議会、一般質問でも質問させていただいたんですけれども、駅前の景観について前回お伺いしたんですけれども、そのとき課長からは、前向きに検討しますと。見ばえのよいように持っていくという話だったんですけれども、いまだに植樹等、花、カラーコーンが立っていたりとか、一切その見ばえが変わっていないように思うんですが、進捗状況をお聞かせください。

議長（杉岡義信君）　商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君）　ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

新しくなった駅前の景観でございます。

1 点、植樹につきましては、背丈の余り高くない、落葉じゃない、例えばプランターのよ
うな花を、出たところ、旧の電話ボックスの横のほうに、植樹といいますか、駅の出口とい
うところで、観光客の方、また住民さんの方をお迎えするような形で、温かい雰囲気を出
すよう、今進めております。

もう一点、赤いコーンにつきましては、JR 関係者の車が侵入するということもござい
ますので、そちら、今、鉄道、JR さんと話をしながら、1 点、その赤いコーンというのは、
やはり工事中の感じがいたしますので、例えばもう少し見ばえのいいようなものを設置す
るところで、そちらのほうも JR さんと、今、話を進めております。

以上がこの 2 点の進捗状況でございます。よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君）　坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

J Rとの話を進めているということですが、結局、景観がよくなって、見ばえがよくなったら、観光客ふえるわけじゃないですか。J Rの収益が上がるわけですよね。そういうふうなプレゼンをすれば、話はきちんと聞いてもらえるんじゃないのかというふうに思いますし、本当に観光ということにフォーカスしているのであれば、やっぱりそこは真っ先に手だてを打つべきだというふうに考えます。

先日、テレビ拝見していたら、駅におりますやんか。誰がとってもいい野菜を植えていたりする田舎町が、先日テレビで放映されていたんですよ。だから、笠置に美味しい野菜つくっておじいちゃん、おばあちゃんはたくさんおられますし、この間、僕が犬の散歩をしていたら、川沿いを歩いていたら、住民さんが、これちょっととれ過ぎたから持って帰ってくれと、ブロッコリーをくれはったんですよ。それがもうとてつもなくおいしくて、子供と取り合いになったと。

だから、笠置の可能性というのをどういうところで、小さくてもいいんですよ。小さい成功事例をいっぱいつくると。そしたら、みんなの自信ができると、そういうまちづくりをみんなで作っていかなあかんのと違うかと。そういう一つのツールにすぎないんですよ。これをきれいにするのが仕事じゃなくて、それをきれいにしたら、次どんな可能性ができるのやということを考えてもらいたい、そういう質問なんですよ。

だから、これをしなさい、あれをしなさいと言っているのが、僕は議員の仕事やないと思っていますんで、その辺を行政の方々にもひとつわかっていただきたい。命令じゃないんですよ。僕が見たらこう思うんやけれども、行政としてはそれはどうなるんやと、そこを真剣に考えていただきたい。そのときには相談にも乗りますし、パートナーも紹介しますし、いろんな仲間をつくっていくことが、こういうミニマムのまちのこれからのあり方やと思っていますんで、検討のほどよろしくお願いします。

続きまして、これも前回ですかね、再質問になるんですけども、各イベントの仕様書の作成についての質問をしたと思うんですが、町長もこれは前向きにやっていかなあかんことやという話が答弁の中であったと思うんですけども、これに対しても、進捗のほどよろしくをお願いします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、イベントにつきましては、四季彩祭実行委員会が中心になっており、もうすぐ目の前には花火大会、また秋以降のイベントも控えております。

先日、昨日も担当者が集まり、夏祭りだけじゃなくて、鍋、もみじ、そういった内容をもう話を進めております。やはり、仕様書というものをきちんとつくって、外枠を固めて、皆さんに喜んでもらえる、そういったイベントが今後も続けていけるように進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） もう一度お聞きします。進捗状況を教えてください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。答弁が申しわけございません。

進捗状況でございますが、現在、仕様書というものの案と申しますか、仕様書のイベントの中身を四季彩祭実行委員会の中で決め、その中身をきちんと決めまして、仕様書、業者の選定というところの流れを現在やっておりますので、現在、進捗状況と申しましたら、仕様書を事務局側でつくっているという段階でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） そこで、1つ、2つぐらいの疑問があるんですけども、事務局でつくっていることは、四季彩祭がつくっているのかというのが1つ、もう一つは、予算が当初で決まっているわけですよね、夏祭りは。じゃ、お金があって、それに見合った仕様をつくっているのか、やりたいことがあるからお金を要望したのか、花火大会が開催されることが目的なのか、そういう話になってくるんですよ。

だから、お金があるからイベントするという形になるから花火大会なのか、これも一つの事業をするときに、例えばコンセプトがあって、花火大会に来たら何の価値が与えられるのかということを考えないと、本来予算というのはついてこないはずだと僕は思っているんですけども、先に予算がついちゃうのがこの行政の仕組みとしては仕方がないと、なけりゃできないから。ただ、その中で、じゃ、去年と同じもので去年と同じお客さんが喜ぶのか、お客さんがそのままひっくり返って、違うところからまんま同じ人数が来るのか、その辺がやっぱり見えないわけですよ。

だから、本来、当初予算で300万円なり400万円なりのお金が上がってくるときに、その仕様書がついてこなあかんはずですよ、ことしのコンセプトはこれですと。夏の笠置に

来れば、こういう幸せが提供できます、こういう家族の愛が育めます、そういうふうな仕様書が当初予算の段階にあり、お鍋に来ればこういう家族の温かみが得られますということがあって、その予算が笠置にいきますよと。こういう笠置つくりたいんですよというふうな話になってこないか、お金の生き方というのを見えないんですよ。

これも一緒ですよ。仕様書をつくるのが目的じゃないんですよ。笠置の本質を見てもらうために仕様書が要るんですよ。その仕様書があれば、いろんな人がまた参画できるんですよ。この仕様書で誰か何か手挙げてくれる人いないかという募り方ができるわけじゃないですか。

前回の鍋フェスでもそうですよ。分離発注目指したけれども、仕様書がなく、やはりKBSに頼らざるを得なかったと。その中で、ポスター代が高いだの、どうだのといういろんな話もされました。でも、このポスター代は、笠置の中で1つ事業が生まれたということなんです。でも、それは評価されなかった。単に丸投げして、そこに税金を投下することが、ある種、笠置のスタンダードになっているわけですよ、当たり前になっているわけですよ。

そういう仕組みを変えないと、移住者が来た、じゃ、私これできるんです、僕これできるんです、どこで活かすんですかという話ですよ。みんな個人事業主で、さあ、自分で頑張ってくれと。もうこのまちはジャングルも一緒やと。1人で勝ち抜いていかなあかんのやみたいなまちには、誰も移住・定住しないですよ。住むところも自分で探さなあかん、仕事も自分で探さなあかん、活きる仲間も自分で探さなあかんと。

だから、イベントの仕様書を1つとってみても、いろんな可能性秘めているわけですよ。この可能性に対して、どうやって愚直に進んでいくかということが行政マンの仕事やと僕は思っているわけで、だから、行政マンのあり方というのは、どこにアシストして、どこにフォーカスして住民利益というものを拡大するかという話やと思うんですよ。

だから、今、仕様書が案ですと。でも、案の段階で、じゃ、もう1カ月足らず、1カ月ちょっとで来る花火大会、例年やったら8月頭ぐらいにありますから。いいものができるんですかと、また質問しなあかんようになってしまうと。

だから、卵が先か、鶏が先かというところの選定をきっちり、課長、見きわめてやっていただきたいんですけども、これ仕様書、今年度で整いますかね。そこは四季彩祭がやるんですか。それともまちがやるんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさ

させていただきます。

数々のイベントのやり方の再構築と申しますか、仕組みのあり方というものを、いろいろ新しい方法で、そして移住・定住の方々などがまた中心になって、まちの方々がそういった1つのプレイヤーとして活躍できるような、そういった仕組みづくりのお話をいただき、大変ありがたく思っております。

イベントにつきましては、まず町が主体的に考え、それを動かして、実際に運営、動かしていく、そういったのが四季彩祭の実行委員会、1年間を通しての四季彩祭の実行委員会というところで内容を決めていきます。笠置町は、今、観光というところで、またアウトドア、そういったところで盛り上げていく、そしてそこに移住・定住の方々、また住民の方々も活躍、活動していける、そういったことが一つのイベントをつくり上げていくという方法を、今までじゃない、去年から少しやり方は変わっておりますが、引き続き、住民さん、また町内外の方が協力しながら1つの仕組みをつくって、それを仕様書に反映できるように進んでまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 僕の思いが届くといいなと思っておりますし、これは僕の思いと同時に、そういうことを思っている若い連中がおると、くすぶった連中がおるということを皆さんよく理解していただきたい。田舎者は変わらなあかんのですよ。もう本当に20年後も見据えた世の中を今からつくり出さないと、いつこのイベントもできるようになるかわからんわけじゃないですか。本当に危機感持って一つ一つ次の世代にきちんとバトンつながんと、何のために命削ってんのやという話なので、本当に、今仕事できることが幸せやと思えるような仕事にしてください。要望です。

続きまして、これも以前の確認になるんですけども、木津川の水位、ことしは空梅雨ですんで、余り水位のことも気にしなくてもいいんですが、沈下橋の水位、木津川の水位、ホームページで確認できるようにして下さったかどうか、どうでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。ただいまの坂本議員の御質問にお答えしたいと思っております。

木津川の水位がホームページで確認できるようになったかということで、町のホームページのトップ画面に、京都府の河川防災情報というバナーを張っておりますので、そこで潜没橋付近の水位が確認できるようになっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） ありがとうございます。それもわかりやすく広報していただけたら、せっかくやった仕事なので、それに意味持たせられるようにしていただければと思います。

最後の質問ですが、キャンプ場の利用方法についてお伺いたします。

先日、キャンプ場のごみの収集場でぼや火災が発生したのは、皆さん御存じだと思いますが、幸い発見も早く、利用者さんが初期消火され、大事には至りませんでした。週末も重なり、辺りはかなり騒然とした雰囲気になっておりました。

それで、その他SNS、インスタグラムとかで、笠置のキャンプ場はすごいお客さんっているんですよ。その投稿内容に、笠置のキャンプ場の利用について、いろいろコメントで話し合っている場が先日あったんです。

僕自身も、最近キャンプを始めまして、笠置のキャンプ場も利用させていただいているんですけども、僕がこの間キャンプやったときに、その場所はちょっとたき火禁止じゃないんですかみたいなコメントが僕に寄せられたんですよ。僕もキャンプ初心者なんで、僕、地元なんですけれども、ちょっとそれわかりません。お恥ずかしい話ですが、確認してまた投稿しますねみたいな話やったんですけども、結局そういう線引き、ルールというのが、今個人で持っているような感覚なんですよね。

僕が見た投稿で、話が議論が飛び交うことを炎上と言うんですけども、ちょっと炎上していたことがあって、それは何かというと、夜10時ぐらいに来られるキャンパーがいるんですよ。人の少ないときにテントを張りたいというキャンパーがいるんですけども、笠置はもう一切制限がないんで、夜中であろうが、早朝であろうが、いつでも入れます。それは1つ利点やとは思いますが、そのテント張り終わった後にバーベキュー始まるんですよ。夜酒を飲まれて、自由ですわ。ただ、多いキャンプ場で見られるのが、消灯時間というのを設けていると。夜中2時には電気消してくださいねと。ほかのお客さんのためにも、治安のためにも、みんな夜は静かにしましょうねというルールとかがあるんです。でも、笠置がそういうことを設けられていないので、夜中であろうが、何であろうが、別に自由なんですよね。それが、キャンプに精通している方が来られている時期は、そのルールが一定担保される。でも、やっぱり暑い時期になると、そういうキャンパーさんは、もっと場所いいところ知ってはるんで、日差しの少ない山のキャンプ場とかを探さるわけですよ。そうなる、僕みたいにキャンプ歴の浅いキャンパーが笠置を使うと。ルール一切ないから、何してもい

いという勘違いしちゃうんですよね。これは本当にいろんなトラブルを招きかねへんと。

実際、その5月のゴールデンウィークのときも、ファイヤーダンスをキャンプ場でやっ
はる利用者さんがいたと。それすごいSNSで上がっていたんですよ。もう、これ本当に笠
置というぐらいのファイヤーダンスが繰り広げられていて、それでやっぱり苦情が入ったわ
けですよ。

そういう事実があるので、何が言いたいかという、こういう今アウトドアの追い風が笠
置にとってはプラスなんですけれども、マイナスになりかねへんと。観光笠置さんには、運
営管理任せていますけれども、こういうルールは一次制限を受けた笠置がきちんと整えるべ
きじゃないのかと。大きなトラブルとか、大きな事故につながりますんで、そういうこと
に対してちょっと質問したいんですけれども、ルールブックというか、取扱説明書みたいなも
のをまちでつくったらどうかと。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさ
せていただきます。

アウトドアブームの風に乗って、キャンプ場にたくさんの方が来られています。自由度が
高いキャンプ場ですが、先ほど議員もおっしゃったように、いつ来ても何の制限もないとい
う危険も隣り合わせております。キャンプ場の所有者、管理者というものは、キャンパーの
安全を確保する義務があるというふうに言われております。

笠置のキャンプ場につきましては、国土交通省から占用許可を受け、笠置町から観光笠置
さんのほうに管理委託という形をとっております。やはり、占用を受けている笠置町がルー
ルブック、マニュアル、そういった安全のガイドラインを管理者とともに作り上げていっ
て、やはりたくさんの方が安全で安心する、そういったキャンプ場を、価値の高いキャンプ
場、そういう形にするように努めてまいります。よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

夏になれば、本当に若いお客さんがふえるんですよね。ごみに関してもそうですわ。びっ
くりするようなごみが落ちていたりするわけですよ、家庭ごみが。僕、地元住民なんで、そ
れはやめていただきたいと。若い子らに、そのごみを捨てる前に、ここはキャンプ場ちょっ
と外れているから、ごみちゃんと持って帰ってねみたいな話もしなあかんし、いろんなリス
クあるんですよ。

この間、キャンプ場使っているときも、実際にあそこはいろんな土地が混在しているじゃないですか。そしたら私有地もあるわけですよ。その私有地に入って、トイレまで行くのが邪魔くさいんで、用を足しているお客さんとかもいるわけですよ、夜中に。見えへんかったらええのかと。モラルの問題なのか。それを何のルールもなけりゃ、来ているお客さんは誰の土地かもわからへんし、僕らはそれ住んでいるからわかることで、それを注意するわけですよ、すみませんと。あそこ私有地なんで、トイレあそこにありますやんかと。僕寝ている間に、車傷つけられたらどうしようかなとか、でも、酒飲んでる人やったら、本当にけんかになるかもしれん。そういう不安を持ちながらせなあかんわけですよ。

そういうことが本当にトラブルとして起きかねへんので、こういうものが本当に早急に必要じゃないのかなと思ってますんで、早急に対応していただきたいと。安心・安全に笠置を使ってもらえる、笠置のきちんとした関係人口を築く一つのスタイルを構築していただきたい。これを、要望を質問にかえさせていただいて、今回の一般質問を終わりたいと思います。

議長（杉岡義信君） これで坂本英人君の一般質問を終わります。

続きまして、1番議員、西岡良祐君の発言を許します。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

それでは、私は2項目について御質問させていただきます。

まず、1項目め、防災対策の整備についてお伺いいたします。

梅雨時期にも入りまして、今後、集中豪雨も予想されます。そういう中で、事前の防災対策が急務であります。

そこで、以下について、5点ほど質問させていただきます。

まず1点目、笠置町には防災計画というものがつくられております。この中で、これは毎年見直しをされているのかどうかの点が1点と、それから、その防災計画で、各区の防災上の課題というところが載っております。ここには、常時、河川の水位状況の確認がとれるよう整備を行うということがうたわれておりますが、これが、今まだ私の見ている範囲ではそういう施設はできていないと思うんですが、この辺がどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

2点あったかと思えます。

防災計画の改正の件ですけれども、国の法改正があった場合に、防災計画の改正をしております。

それから、もう一つのほうですが、笠置テレビのほうで、水位の関係ですが、笠置テレビでの笠置大橋や潜没橋の様子、また先ほど坂本議員の質問にもお答えさせていただきましたが、笠置町のホームページのトップ画面にバナーを張らせていただいて、潜没橋付近ですが、潜没橋付近の水位状況が数値やグラフで確認できるようになっております。また、そこからは、白砂川の様子を見るのが確認できるようになっております。それをもって、この課題については、一定の対応ができているのかなというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

この常時水位状況の確認がとれるよというの、町民全体が増水時とかそういうときに、やはり今どういう状況なのか。これ防災体制というの、前から言われているように、自助、共助、公助とあるんですね。この防災体制というの、この3つがちゃんとそろってやんと、体制としても確立ができないと思います。

そこで、このときの各区との課題を話し合われたと思うんですけれども、これ平成27年度にやっておられると思うんですけれども、そのときにこういう課題が各区で、南部区も、北部区も、西部区も上がっておりました。ということは、昼でも夜でもなんですけれども、我々やったら、木津川の増水の状況を一番日ごろ見ているわけですね。どの辺まで来たら、こっち側、自分らが逃げやんとあかんかということも考えておるわけです。それが自助なんです。そやから、その自助を働かせようと思ったら、ちゃんとしたそういう見られるような環境をつくってもらわんとあかんと思う。その環境をつくるのが公助なんですよ。

そやから、そこをちょっとお願いしたいんですけれども、今確かに先ほど坂本議員の質問の中にもあった水位計、この水位計はホームページとかで見られるということになっているけれども、笠置町の高齢化の中では、ホームページちゃんと見られる人が数少ないと思いますんで、何かやっぱり状況がわかるようなことをしてもらいたいと。

その関係で、次の4点目にもまた出てくるんですけれども、そういうことをやってもらいたいと思うんですよ。そやから、今やったら、昼やったら私らでも木津川の向かい側のどこがつかったら、こっち側が危ないということで判断しておるんやけれども、夜やったらもう全然わからんわけですね。そやから、今の橋の南側のところに蛍光灯がついておるんで、それを映してもらっておったら、今、晩やけれども、あそこまで来ておるなというのが見られ

る状態なんですよ。そやから、そういうことを常時確認ができるような水位のものをしてほしいというのは、これ多分そういう要望を各区は言うていたと思うんですよ。だから、その辺のことを考えてちょっと整備をしていてもらいたいなと思います。

確かにホームページとか、それから今やったらスマートフォンを全部使われるんで、そんなに、全部若い人やったら見られるというようなこともあるけれども、高齢化のまちでもあるんで、そういうことも考えてもらえたらどうかと、こういうことでお願いしておきたいと思います。

それでは、2点目に移ります。

2点目は、笠置大橋より木津川上流につきましては、これ国土交通省のほうから、5月から河川敷の樹木伐採工事がやられるという回覧が回っていました。これは、確かに助かると思っているんですよ。というのは、南岸はきょうでも見たらきれいに観光の関係で刈って来ていますけれども、北岸はごらんとおりなんです。草ぼうぼう、木はもう大きくなり、育ち状態。そういう中で、これ上流は一応国交省のほうで計画的にやっていくということで、今、連休明けからこの役場下の北岸からかかるということで聞いておったけれども、何かちょっと文化庁との景観の問題でまだ許可がおりていないということで、今、西部地区のほうを先やられているそうですけれども、これは大変助かると思います。

それと同時に、大橋から下流、下流についてもそういうことを要望してもらっておるのか。これ下流の協議会というのはなかったのか、どうやったのか、ちょっと忘れたんやけれども、多分、淀川河川事務所等あると思うんですけれども、そういう要望はやってもらえるかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、木津川上流域におきまして、国土交通省木津川上流河川事務所によりまして、河川内樹木の伐採工事が実施されております。上流域の立木の伐採につきましては、これまでも木津川上流直轄改修促進期成同盟会などで要望してきたところです。

今回の伐採は、昨年度の西日本豪雨などに対する防災緊急対策事業として、国の補正予算により実施されているものです。木津川の増水時の水位上昇を抑制するなど、緊急対策として、ダム下流域における河川内樹木の伐採を実施し、地域の安全性の向上を図るため、現在、事業が実施されております。

木津川下流域におきましても、木津川治水会を通じまして、毎年、淀川河川事務所、護

岸整備に加え、立木の伐採等を要望しているところでございます。

今後も引き続き要望していきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

要望してもらっておるということで、できるだけ上流と同じように伐採やってもらうように。というのは、これ増水で台風来たときなんか、増水によりまして、木津川が増水すると、今、橋から下流につきましても、北岸については、もう桑の木が物すごく大きくなっておるんですよ。あそこで水が全部せきどめられるような形になって、ごみだけは全部こちらの畑のほうへ流れ回る。そして、水が引いたときには、あとごみばかり残っている状態なんです。これ年に1回か2回ぐらいは必ずつかるんで、そういうこともあるんで、できるだけあそこの伐採をやってもらって、水の流れをよくしてもらうということと、それから草刈りとかもやってもらったら、今、小動物のすみかになっておるんですよ、あそこ。そういう状態になっていますんで、できるだけ上流をやってくれているんやから、同じ国交省なので、下流のほうもぜひそれをやってもらうように強く要望していただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

それから、次へ移ります。

3点目、木津川上流の北岸につきましては、これ昔から消防水利として利用しております。これ区からの要望事項として、何年も前から要望を出しておるんですけども、この水利道の簡易舗装と、それから入り口の駐車禁止標示、そういうことをやって、水利道としてちゃんと管理していかないと、ことしちょうどこれ、今、先ほどの樹木の伐採やってもらえるんで、ちょうど水利道が車も通れるようになるけれども、あれ昔は消防団としてあそこで放水演習とか器具の点検とか全部やっておったんですよ、総合グラウンドでやるまでは。そやから、あそこの水利はちゃんとしておいてほしいんです。

というのは、今これは多分誰やったかな、立ち会いもしたと思うけれども、今、スローライフという喫茶店やっておられるけれども、あそこの裏は、あれは消防の水利道になっておるから、あそこへ絶対物とか置いたらあかんということで、その立ち会いのときにも、区としては念を押しております。

そういう状況でもありますんで、これが、区の報告書を見せてもらいますと、これ平成29年度の区長会の各要望の一覧表の回答を見ておるんですけども、この中には、区有地であり、町としての整備はできないというような回答をされているんですけども、これは

どういふことなんですか。これちょっとお聞きします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。西岡議員の御質問にお答えいたします。

御質問いただきました場所につきましては、河川という無限水利ということで、言われているように、有事の際や消防活動の折、水利として利用していたということは認識しております。

先ほども申されたように、区からも何度か要望があったかとは思いますが、そのときには、やっぱり区有地、民地ということであり、町としては整備をする計画は持っていないということでお答えをさせていただいております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

ちょっとその答弁はどうかなと思うけれども、区有地であるから町としてはできないという考え方ですか。それはおかしいんじゃないですか。消防団といたら、笠置町消防団ですよ。消防の水利というのは区にお任せなんですか。

ちょっと、私、質問等々重ねてやりたいけれども、その消防施設、詰所とかポンプ、いろいろありますね。そういうものは、そしたら区と町との分解というか、どういうものは区で、どういうものは町やという、何か決めたものはあるんですか。それどうなっているんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えします。

申しわけございません。ただいまそのお答えできるような資料を持ち合わせておりませんので、改めて調べさせていただいて、お答えさせていただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） ちょっと、そっちのほうで答弁できひんのか。

西岡君。

1番（西岡良祐君） 課長、今できないということやけれども、この辺、副町長、町長、どういう認識でおられるのか聞きたいけれども、あれでしょう。防火用水とかそういうもの、それからポンプとかそういう備品設備は町が買ってくれていますわね。昔から消防団、私も消防団にもおって、消防OBやけれども、詰所とかそういうものは、昔は区が全部やっていたんですよ。そやけど、今はもう消防署もできて、笠置町に消防団としてできて、町長、消防長でしょう。そやから、当然、詰所とかも管理は笠置町がやらんとあかんの違うかと思うんですよ。その辺、どういう認識を持っておられるのか。

それと、ここの水利なんか、水利として消火栓とかもあるということで課長からは聞いているんですけども、北笠置でいうと、湯谷のところに防火用水、それから笠置町は小学校にプールがあるんで、あのプールは防火用水としても設定されています。それ以外は、あと水道の消火栓だけなんです。水道の消火栓も、この国道163号沿いでは3カ所ぐらいあるんですね。

そやけれども、大火になってくると、学校の火事的时候は即そやったんですよ。そんなもん、水道の消火栓みたいなものはほとんど役立ちません。全部やっぱり木津川が本来のもとの水利なんです。そやから、木津川からポンプを全部上げやんとどうもならんわけですよ。そやから、その辺のそういうことで、北部区としても、あそこをちゃんと昔から水利道ということで、下の河原までポンプ車がおりにいけるようにしてやっておったんですよ。そんなん、大火災になったら、絶対そんな水利では間に合いませんよ。

そやから、そういう意味から見ても、これをちゃんとしておくべきやと思うんです。それを区の財産やからできないとか、区は協力して協議をやっておるんですよ、自分らを守ってもらうために。だったら、そういうものは先行してやってくれやんとあかんのと違いますか。町長、どうですか、その辺。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 西岡議員言われますように、私も消防団員的时候には、北部のあそこで出初め式の後、あそこで放水をしたということを私も経験しております。

やはり、水利といいますのは、生命、財産を守る一番大事なものでございます。区有地であるがゆえに整備ができないという、そういう建前ではございますけれども、その近くには庁舎があります。小学校があります。またトンネルがございます。そういうことも考えまして、ちょっとその辺についての整理をきちんとしていきたいと考えておりますので、その辺はよろしく願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） ひとつそういう考え方でよろしく願いしておきます。

それと、この水利も南部区でもそうですよ。南部区でも昔からの水路、打滝川から取り入れた水路と、それから中村の白砂川から取り入れた水路、これ2本あるんですよ、南部区にも水路は。これは、毎年南部区はちゃんと清掃もして、水利の清掃もしてやっておられます。そういうことやから、絶対水道の消火栓だけでは間に合わんよ。あれは、初期消火に使えるぐらいのものなんです。そういうことで、そういう認識でよろしく頼みます。消防団とも

これよく相談してください。消防団、そんなんでええと言うておるのかいな。

それでは、次の4点目に移ります。

この4点目は、笠置テレビの待ち受け画面、これが笠置大橋と、それから潜没橋を何か時間的に区切って交互に放映されているというのが現状やと思うんです。これは、なぜこういう質問をするかという、潜没橋の浸水状況を見ている町民がかなり多いんですよ。小学校ももちろんそうやし、社協についてもそうやし、東部区、飛鳥路区はもちろんのことですね。そやから、これを何か常時映しておいてもらえへんかという要望を何回となく聞くんですよ。

その笠置大橋を映してはるのは、何のために映してはるのか、私はちょっとわからないんですよけれども、もし支障がないのやったら、みんなが見たいと思ってはる潜没橋を常時映しておくなり、あるいはもう必ず雨が降って増水が考えられるときには、そちらに切りかえりとか、そういう運用方法でもしてやってもらえないかなと。2画面にして常時映しておくというのが一番ええんやけれども、それはまたできるか、できひんかわかりませんので、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在の笠置テレビでございますが、テレビの放送以外の時間帯ですが、笠置大橋と飛鳥路潜没橋の映像を自動切りかえということで、今現在しております。特に増水時、先ほども議員おっしゃったように、飛鳥路区の生活の方々に支障がある潜没橋につきましては、基本、今、自動で切りかえを行っているんですが、増水時、または有事の際には、手動で飛鳥路区のほうを映すように切りかえをしております。

先ほど御質問にありました2画面というところでございますが、現在のテレビのシステムで申しますと4分割になります。4分割で、画面が小学校の笠置大橋を映す画面と飛鳥路の画面しか映りませんので、画面上4分割にいたしますと画面が小さくなり、また2カ所が真っ暗になるという状況になります。また、機械を入れかえるということで、かなり高額な費用が発生するというのが、今の現状でございます。

テレビは、ほぼ皆様見ることができると思うんですが、もしインターネットの画面を見ることができれば、京都府の河川防災情報という画面が、白砂川の下流側から大手橋に向かっての画面が映像で見ることが出来ます。また、国土交通省の川の防災情報というページを見ますと、飛鳥路潜没橋の上流側から飛鳥路潜没橋の水位、また情報を見ることが出来ます。

こういったことで、テレビにつきましては、増水するときは手で飛鳥路潜没橋のほうを映すようにいたします。また、それ以外の時間帯は、先ほどおっしゃったように、スマートフォンでも見ることができる、そういった先ほど申しました京都府のシステム、また国土交通省のシステムで増水時の映像を見ていただければと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

それから、先ほどちょっと聞き忘れたんやけれども、これ去年の治水大会やったかな、あのときに参加したときに、国交省のほうで、これは府の計画になるのか、木津川にも水位計を何か所かつけるという計画をしていることを聞いているんですけども、その後、何かこちらのほうへは御相談は何かあったんですか。聞いておられませんか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

治水大会のほうは、議員と私も一緒に同行させていただいたかと思います。記憶は、そのときに発言があったかどうか、ちょっと定かではございませんが、それ以降、水位計の設置というのは、今のところ報告なりは受けておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） わかりました。

どこか治水大会違うかもわからんけれども、何か木津川にもそういう水位計をつけて、あれ今ホームページで何か見られるとか言うたのはそういうやつじゃないんかな。前からもう見られていたんですか、わかりました。

それでは、5 点目に移ります。

これは、家庭用雨水タンクの補助制度は当町でも実施しているのかという質問なんですけれども、これは何で出させてもらったというたら、これ府民だよりというのは来ますね。これ今回6月号なんで、災害の防災関係のことがシリーズで載っているんですよ。この中に、家庭用雨水タンクというのが、こういう制度があるということで、補助金を受けてこの雨水タンクを設置できるということが出ているんですよ。これは、笠置町でも入っているのかどうかと、それから、これ雨水タンクは、ここに書いてあるのは、河川や排水路への雨水流出をおくらせ、浸水被害を軽減できるという効果、それから災害時の非常用水を確保すると、それから、水やりや清掃に利活用できてエコに役立つと、こういうような効果があるということで府がやっておるんですけども、笠置町としてはこれにのっているのかどうか、連携

しているんですか、どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。ただいまの西岡議員の御質問にお答えいたします。

ただいま議員が言われていた補助制度なんですけれども、雨水タンク（マイクロ呑龍）設置補助ということで、京都府のほうで平成27年度に創設されたものでございます。

内容は、言われたように、京都府では雨水をためる取り組みを進め、近年頻発する短期間豪雨に対する防災や雨水の利活用に役立てていくために、市町村と連携して雨水タンク設置費用の一部を補助するという制度でございます。

現在、笠置町では、この補助制度はしておりません。

議長（杉岡義信君） ないのか、していないのか、どっちやの。

総務財政課長（岩崎久敏君） 失礼しました。ただいまこの補助制度はしておりません。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 結構です。

していないということは、これはもう我々は、笠置町民は申請してもだめやということやね。府の補助金だけでももらえると、そういうことはないんですな。そしたら結構ですわ、笠置町として効果がないということでやっておられないのか知らんけれども。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。ただいまの西岡議員の御質問にお答えいたします。

補助制度、笠置町ではやっていないということで、その導入された当時、余り需要がなかったというようなことの判断で導入しなかったようでございます。

それから、笠置町がやっていないということで、府と連携した補助金でございますので、今現在、笠置町はやっておりませんので、申請は窓口が市町村でございますので、補助のほうは受けられないというような状況になっております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） それやったらしようがないな。

それでは、次の質問に移ります。

2項目めは、訪問介護サービス事業についてお伺いいたします。

これ笠置町では、今、訪問介護サービス事業、これは社会福祉協議会が実施しております。

その中で、現在ヘルパーさんの人材不足と、それから財政面にも事業運営が大変厳しい状況になっております。

そういう中で、1点目、町行政として訪問介護サービス事業をどのように認識され、社会福祉協議会と連携、支援の対応をされようとしているのか、お伺いいたします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。ただいまの御質問でございます。

もう御承知いただいていることとは思いますが、訪問福祉を取り巻く東部3町の現況でございますが、訪問介護事業所に限らず、医療介護資源の地域間格差、特に病院等々については最たるものと。その現状については、やはりいかんともしがたい問題であるというふうな認識を持ってございます。

御質問の訪問介護事業所につきましては、それも含めてなんですが、この圏域5市町村で、今ある資源を皆さん共有した中で有効活用、有効利用しようということで、山城南地域包括ケアネットワークという組織を平成28年度に立ち上げまして、これで3年目に入っているわけでございますが、これは、このネットワークはお互いの事業所間、あるいは多職種間で不足する地域資源を少しでも補おうというふうな取り組みでございます。これをしたからすぐに訪問介護事業所の地域資源ができるのかというところではございませんが、現実としてそういう取り組みをしているというふうな状況でございまして、そういう中で、この笠置町の訪問介護事業所がございまして、圏域では14カ所ございまして、当然、笠置、精華を除いて、各町村社会福祉協議会が1カ所ずつ運営されているのが現状でございます。

当然、今現在されている笠置町社会福祉協議会が運営する事業所については、本町にとっても貴重な、これは民間の福祉資源であるというふうな認識は持ってございまして、あと連携支援対応というようなところでございますが、これは当初予算でも御説明させていただいているところと関係するんでございますが、行政としましても、社会福祉協議会の連結決算の対象になりますので、本体の社会福祉協議会に対する人件費補助、これは重要説明事項ということで、当初予算でも計上させていただいております。他町村と比較しても遜色のない形で特化していると思いますし、訪問介護事業所につきましては、公共施設を御利用いただいているというふうなところも支援にさせていただいているというふうなところでございます。

いずれにいたしましても、現在のヘルパーさんの人材不足、財政面につきましては、それなりの支援はさせていただいているというように認識は持ってございますが、その存続の間

題につきましては、行政で公助のできる部分は協議に値するものと考えておりますし、訪問介護事業所自体も切磋琢磨していただくというふうなところで、お互いに協議が必要な施設というふうな認識を持っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

連携支援はしてもらっておるのとはわかっておるんですけども、これもう制定しているのはちょっと問題で、今既にヘルパーさんの年齢構成見ても、もう76、79歳という方もおられるわけ。これ、今、介護保険法でその事業を行うには、人の常勤換算で2.5人という人がおらんとあかんという法律があるんで、これ1人がやめたりあかんようになったら、もうたちまちいけないんですよ。

そして、今年度4月から働き方改革ということで、1人の人が百何時間も時間外とかいうのはできなくなってきています。それもできないということになると、これ1人でも欠けたら、違う人でその人のカバー分をやっておったら、これにまたひっかかってきてできないという形になってきておまして、ヘルパーさんのこの養成が急務なんですよ。

ところが、先ほども話出ていますけれども、東部3町村ともやはりヘルパーさん不足が同じような過疎の地域でなっております。これをどうしていくのか。笠置の場合は、たちまちこれ確保できなかつたら、休止せんとあかんという形になってくるんですよ。これ休止したら、今利用されている方が14名か15名ほどおられるんですけども、先ほどの大倉議員の質問にもあった8050、この関係もあって、年寄りなんかたちまち困られる人が十四、五名どうしたらええんやとなってくるんですよ。これほかに民間企業もというたって、近くには木津川市か奈良へ行ったらあるのかな。そこへ移ってもらわんなんというようなことにもう来ているわけです。

とりあえずは、今ヘルパーさんを1人確保しようと思って、今応募も出しておるんですけども、そこでもう一点お願いしたいのは、笠置も雇用創造協議会というのが去年できましたね、できたでしょう。そやけれども、その雇用創造協議会というのも、こういう介護関係の雇用促進、こういうことで、ヘルパーさんの養成講座とかそういうものをやってもらったらどうなんですか。観光とか起業とか、そっちの方面ばかりのことをやっているけれども、こういうことも雇用促進でしょう、これ。一番大事なことやと思うんですよ。町長、どうですか、その辺。促進協議会の会長は町長やろ。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問でございますが、雇用創造協議会におきまして、ヘルパーさんの養成講座ができないだろうかということでございます。

率直に申し上げまして、雇用創造協議会は国の事業を受託しているという、100%国の仕事を丸々受けているという関係の中で、現在そのヘルパーさんの事業を講習会等で行うというのは、これは基本的にはできないということでございます。ただ、雇用創造協議会だけがその任を担うのか、あるいはもうまちの中のさまざまな団体等に声をかけながら、ヘルパーさんの養成をどうするのか、あるいはまた確保をどうするのかというのは、雇用創造協議会だけに頼るんじゃなく、もう少し幅広く養成指揮官も含めて連携をしていく、あるいはそういうところの協力を得て人の養成をしていただき、笠置に送っていただくようなこと、そういったことを総合的に考えていかなければならないだろうというふうに思っております。

残念ながら、今の段階で雇用創造協議会でそれができますかということに関しましては、できませんというお答えしかできませんが、それにかわることで何かできないか、ぜひ検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

先ほど人員基準の話が出ましたので、今、事務レベルで協議されています取り組みの一例を若干御説明申し上げさせていただきたいと。

先ほど議員言われました常勤で2.5人、平均換算して2.5人という基準は当然ございまして、ただ、その中に特例措置というのがございます。これ府の条例で定められていて、常勤、非常勤を含めて3人以上というふうな特例、それが今の社会福祉協議会におさまるかどうかまでは、まだ協議段階には至っておりませんが、今、現法制下で人員基準が緩和された制度をどのように使えるかというところを、事務局としては検討させていただいているというふうなところも若干御説明させていただきます。

十数名の方、一度に他の訪問介護事業所と、これは現実的ではございませんので、社会福祉協議会が御判断されるその訪問介護事業所のあり方については、なるべく、仮にですけれども、廃止、中止になるにしても、やはりスムーズな移行というのが必要になってきますので、なるべく行政としては、支援できるところは支援していくというふうな方策を協議してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

もう言わんところと思っておったんやけれども、副町長の答弁、気に入らんわ。何でもそれ。国から言われてきて雇用創造協議会ができた。あれのできた計画書、3年間やったかな、計画書を見せてもらったけれども、その観光事業とか、起業するとか、そういうことばっかりがメニューに載っておるけれども、高齢化の起こったこの介護事業とか、そういう面のことは全然載っていないやん、初めから。そやから、国は、金は地方創生とか言っておろしてくるけれども、結局紐づけできておるわけやから、こちらの本当のやりたいことはできないという今状況になっておるんですよ。

あのいこいの問題でもそうですやん。7,000万円もかけて改良をやったけれども、結局、温浴施設の修理は全然できなかったというようなことで、今また問題起こっているわけでしょう。そやから、そういうこちらが国と連携とれていないわけですやん、結局は。そこをちゃんとやってもらわな。地方自治として、我々は何を望んでいるのかということ国に言うてもらったらええんですけれども、何で国がそういうことしかあかん、介護の関係はあかんというようなことを言うわけがあるんですか。その辺、ちょっと1点申し述べておきますわ。

ちょっと時間ないんで、ほか、次いきますわ。

それでは、2点目、もう一点、平成30年3月に笠置町職員の公益法人への派遣等に関する条例、これ制定しました。これ、今あのときは観光笠置と社会福祉協議会が対象箇所になっておったんかな。この条例が制定されていますんで、これもし、今これ社協が困っておるんですね。町のほうに派遣要請来たら派遣できますか。どうですか、町長。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問でございます。

平成30年3月に制定いたしました笠置町職員の公益法人等への派遣等に係る条例につきまして、結論を申し上げますと、社会福祉協議会と取り決めを行い派遣できるということでございます。その取り決めと申しますか、内容を双方どういう仕事で現在進んでいるのか、そして町がやっている仕事とどう連携でき、そして双方が協力することによってどのような効果が出てくるのか、そういったことを総合的にやはり整理をさせていただく必要があります。社会福祉協議会という非常に柔軟でスピード感のある仕事ができる場所、そして行政としてまたそういったものをしっかり支えられるかどうかという施策との連携といったようなものを十分協議させていただき、相互の話し合いの上での派遣が可能ということでございます。

それと、先ほど私の答弁で不十分なところ、大変申しわけございません。3カ年のとりあえず現在計画をこなさなければならないというのが雇用創造協議会のミッションでございまして、そこに違う分野のことを今入れられるのかということ、残念ながら、雇用創造協議会だけでそれができるとい状況じゃございません。とりあえず、3カ年の計画をまず国の事業費としてしっかりこなしていく、100%こなしていく、そして大もとは厚生労働省でございまして、今のような福祉のサービスを起業する、あるいはそういうサービスを起こして仕事をつくるということについて、一体どうなんだと、できるのかどうかに関しましては、改めて厚労省のほうに私どものほうから考え方を聞きたいと思っておりますので、そういったところで御了解いただければなと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 社協とのあと派遣の協議については、また社協から正式に要請があると思えますけれども、それで対応してやってください。

それから、今の雇用創造協議会の件ですけれども、これ南山城村はそういうことをやっていますよ。そやから、うちの計画自体が悪いんや、あれ。私らも見せてもらったけれども、3年間同じことばかり書いていたやん、あれ。そやから、自分らのまちには何が必要なんか、そういうことをよう分析して取り組んでもらわんと、ただ国から言われてきたからそれを使うんやというだけでは、今までと同じように、交付金が無駄金遣いになってしまいますので、その辺ちょっと要望しておきます。これで終わりますわ。

ヘルパーさんの件については、これ本当に全部3町村の全部困っておるんで、何とかならないかということで考えていますんで、それまたよろしく願いしておきます。

以上で一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで西岡良祐君の一般質問を終わります。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午後2時17分

再 開 午後2時30分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。

2 番議員、西昭夫君の発言を許します。西君。

2 番（西 昭夫君） 2 番、西です。

商工観光関係とまちづくり関係のことについてお伺いします。

まず、商工観光関係で、地域おこし企業人についてお聞きします。

地域おこし企業人の採用の要項が総務省の指針に合ったものかどうかをお聞きしたいんですが、総務省のホームページ等で調べたんですが、どうも今いてはる企業人のプロフィールではちょっとどうやろうというところがあったんで、その辺お答えください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西議員の御質問でございますが、地域おこし企業人の要項に、今現在派遣されている人が沿っているかでございますが、答えを申し上げますと、全て要件を満たしている方に来ていただいております。もし御懸念の点があればお聞きできればなと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

実はこの質問を出した後に、総務省のほうに直接電話して聞いてみたんで、確かに合致しているというのはわかりました。ちょっとだけ緩和されたみたいなんで、例えば会社の要件とか勤続年数の要件も若干緩和されたみたいで、ましてその会社の関係に関しては、必ずしも株式会社である必要はないという答えをもらったんで、その辺は実は調べてわかったんで、ただこの場で町民の人が見てはるんで、一応答えてもらおうかなと思って質問しました。

僕が町議になってから町なかで仕事をしていると、ありがたいことに、町民の人からいろいろ声かけられることが多くなったんですが、その中で、最近役場の中に知らない顔がふえた、何をしてはる人なんやと聞かれるんですけども、その都度、知っている範囲で答えてはいるんですが、多分、恐らく今話が出た地域おこし企業人のことだと思うんですけども、確かに何をしている人かと聞かれると、じゃ、詳しく答えるという、僕ら資料をもらっているんである程度は答えられるんですが、笠置町としても、ここでちょっと説明してもらおうというのも一般質問の趣旨からは外れていないと思うんで、できればちょっと説明してください。できる範囲のところ、具体的にしてもらえればありがたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西議員の御質問でございます。

この4月から地域おこし企業人が新たに3名、合計4名の方に来ていただいております。さらに新規採用職員も3名加わり、そして地域おこし協力隊員も新たなメンバーが加わったということで、まちの中でちょっと新しい顔ぶれがいろいろ活動していくということについて、町民の方々に十分説明する機会がなかったというのも確かでございます。改めまして、

先般も御提案いただきましたように、町のCATVを通じて御紹介をさせていただくようなことも計画はさせていただいております。そして、この場で地域おこし企業人のことに関しまして、若干御紹介だけでもさせていただくことができばと思っております、西議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

現在、4名の方々に来ていただいております。派遣元の企業名を申し上げますと、京都信用金庫様、アドスプリング様、近畿日本ツーリスト様、日本旅行様からそれぞれ各1名お越しいただいております。派遣期間につきましては、最大3年間ということになっておりまして、既に昨年度、近畿日本ツーリストから1名お越しでございますので、この方につきましては、最大3年と見た場合にはあと2年ということでございます、残りの方々は本年度からでございますので、最大3年間、企業からの派遣をしていただくということでございます。

そして、京都信用金庫様からお越しいただいている方につきましては、まずふるさと納税の導入プロジェクトについて企画立案をしていただき、早期にふるさと納税というものを実施し、やはり笠置町という独自財源が大変少ない中で財源をどう確保するか、そして笠置町と納税をしていただいた方々との関係を長く継続できるか、関係人口としてより深い形に持っていけるかどうか、そういったことを含めて、単に予算確保の面だけでなく、関係を強化できるように強いつながりをどう構築できるかについて考えていただいております。

さらに、京都信用金庫様におかれましては、大学からのインターンシップであり、大学からのリサーチプロジェクトをこの秋以降、京都信用金庫様、そして大学関係者、それから笠置町の中でもやはり特に若い方々も交えて、笠置町の課題解決に向けたこの3者のプロジェクトを推進していくという役割を担っていただくということで、今、京都信用金庫からの派遣の方には努力をいただいております。

そして、アドスプリング様から来ていただいている方は、笠置町の駅ナカ、駅舎の情報発信機能と交流機能を高めよう、特に駅をおりて、ここ笠置だなということがなかなかわかりにくいという駅の待合室になっているので、そういったところを何か工夫ができて、装飾ができて、そしてそこで列車の待ち時間等に笠置を感じてもらえるお土産物の販売やステーションとコラボしたメニューの開発等をこれから取り組んでいただこうというふうに考えているところでございます。

それから、近畿日本ツーリストから昨年度から来ていただいている方に関しましては、特に都市農村交流の子供の留学プロジェクトについて、今動いていただいております、先般、京都新聞のほうでも限界自治体の中で、小学校の子供が少ない、山梨県早川町の取り組みに

見習うべきだというようなお話も載っていました。当然そういったことも視野に入れながら、子供の留学プロジェクト、まずは短期から始めて、最終的には親子で移住していただくとか、子供だけの留学が可能になるような、そういうプロジェクトを環境の方々と御一緒に現在検討し、早い段階でできれば何かの事業を実践していきたいというようなことで取り組んでいただいております。

そして、最後でございますが、日本旅行から来ていただいている方につきましては、やはり少ない宿泊機能を強化するため、農泊を推進するというのと、これから外国人観光客がふえるという中で、そういったものに対応するプロジェクトを具体化していきましょうということで取り組んでいただいております。

ざくっと概要だけ申し上げますとそういったことでございますが、その他、細々したことも取り組んでいただいております。御本人のプロフィール含め、どういった意気込みで頑張っているのか、またどういったことに笠置に対して期待をし、また思いを寄せてやっていただけるのかにつきましては、テレビ等で具体的には御本人の口からお話いただけるものと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

ありがとうございます。

それを踏まえて、まちがこの先どうしたいか、どうしていききたいかということを質問に挙げていたんですが、今ので大体多分方向性はわかったと思うんで、またそれをさらに踏まえてなんですけれども、ことしは総合計画を作成する年でありますけれども、国からの義務はなくなったんですが、予算もおりていますし、これもつくられていても、多分町民の方は今までの総合計画も多分ほとんどの人が知らないというのがあったと思うんです。前回の議会的时候でも話に出ましたけれども、総合計画のたたき台の前から、自治体によっては議会が入ったりとかしているところがあります。笠置というのは1,300人のまちなんで、割と何万人とかのまちに比べると小回りがきくと思いますんで、コンサルに丸投げというのではなくて、町民も交えて、例えばタウンミーティングみたいな形で町民の意見を聞きながら総合計画に入れられていくような形をとっていただきたいと思います。

それは何でかということ、確かにさっき言ったみたいに、町民の方が総合計画は笠置にあります、でも何ですかと聞いてもわからない人が多分多いと思うんですね。いろんなホームページとかの話も議会では出るんですけれども、笠置町として発信とか住民の意見を聞くとい

うのは、僕はまだまだそこが弱いと思うんで、そういうことをやって、例えば発信でいうのであれば、先ほども笠置テレビの話も出ましたが、雨が降らなければ水位も気にすることはないんで、そのときにずっと流し続けるとか、さらにタウンミーティングなりをすれば、例えば対住民がすぐ近くにいるんで、こういうことを投げかければリアクションはすぐ返ってきますよね。意見を言われなかったも、例えば顔を見ただけで、この内容やったら嫌がってはるなというのもわかると思うんです。そういうのをやってもらいたい、方向性を伝える努力を笠置町としてもう少しやってもらいたいと思っているんですけども、そういう計画はあるかどうかをお聞きしたいんです。もしあるならば、具体的にどうするか、または具体的なスケジュールがもし決まっているのであれば教えていただきたいです。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいま西議員より、総合計画をということでございますが、総合計画に限らず、やはりいろいろな場面で町民の方々の御意見を聞く、対話を重ねていくというのが大変重要であろうと思っております。

先ほどのいこいの館のことに関しましても、町民の方がどう思っておられるのかというのは、やはりお声を聞く、アンケートをするということは大変大事でございますので、そういったことを含めて、当然総合計画の中ではワークショップといいますか、タウンミーティングといいますか、対話の機会をいうのを設けさせていただく予定にしております。

回数につきましてはまだちょっと未確定なんですけれども、本年度に限っていきますと、5回か6回程度そういった機会を設けさせていただこうかなと。どういう場面というか、どのような方々に集まっていたら、どういうところですかというのは、またこれはいろいろ御意見もいただきながらさせていただきたいと思っておりますが、住民の方々からの直接の声を聞く、そして住民の方々と一緒に考えていく、そして住民の方々とともにするというふうなことが、最終的には総合計画は自分たちのものだなというふうに感じていただける、大変重要なプロセスだというふうに認識をしております。

手間がかかる、あるいはお金もかかるというふうになっておりますが、私は、これは民主主義に必要なコストだろうというふうに思っておりますので、ぜひこういったことは具体化させていただきたいというふうに考えております。その回数や場所等については、まだ具体的になっておりませんが、具体的にできるような段階になりましたら、またお知らせをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

ありがとうございます。

企業人の人に言われたんですけれども、笠置の行政、議会、住民というのは、少し対話が足らんの違いますかという意見をもらったんですね。確かに言われてみて、初めてそうやなと思ったんですよ。これで対話がふえて、よりよいまちができていくことを望みます。それをすることによって、多少みんな少しずつでも負担はふえると思うんですけれども、将来にわたって不要な対立なり、不要なリスクなんかを軽減できると思うんで、一緒にやっていたらと思って、次の質問に移らせてもらいます。

次の質問、まちづくり会社についてなんですが、最近、まちづくり会社の社長がかわったと聞いたんですけれども、現在、先ほども出ましたが、企業の方が社長についていたんですが、それは役場との協定の関係もあると思うんですが、まちづくり会社、議会でも答弁のときに、まちづくり会社は民間ということがあったんですけれども、その社長になるというのは、問題はないのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 地域おこし企業人が笠置まちづくり株式会社の役員、そして社長に就任することについて問題はないかということでございます。

結論を言いますと、問題はございません。なぜかと言いますと、地域おこし企業人は役場との雇用関係がございません。あくまで企業に籍を置き、笠置町との協定に基づきこういう仕事をするということで笠置町にお越しいただいております。派遣元の企業で了解されているということが前提にはなりますけれども、こういう役職についていただくということも、制度的には問題はございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

企業人の管理、管轄は役場でされているのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 企業人の仕事の内容に関する管理といいますか進行管理は、役場のほうではさせていただいております。ただ、身分に伴うさまざまな管理といいますか、それらに関しては、協定書に基づき派遣元の企業に報告するというようになっておりまして、日常的に派遣元の企業に対して、企業人がこういう活動をし、こういうことを行っているというように報告をいただき、大もとの派遣元の企業において給与、あるいは福利厚生、人事につ

いては管理をいただいているというのが現状でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

企業人には予算がついていると思うんですが、それはまちづくり会社の一旦収入になるんでしょうか。それと、今回この時点で社長がかわって、四季彩祭の関係もあるんですけども、一番近いのであれば花火大会、それで四季彩祭はちゃんと動いていけるかどうかもお聞きしたいですし、もう一つ、今、まちづくり会社にいてる、社長になった人は町外の企業人なんで、今まちづくり会社の中には、協力隊の方は住所は移して町民にはなっているんですが、どうも町民から見ると、はてなが並ぶような感じには見えるんです。確かにほかの住民の方に聞いても、何かはてな、はてなみたいなのが並んでしまうんですけども、誰か町民の人が役員等に入っていて、企業人の人が入ってそれをサポートするというんやったら、多分はてなというのはかなり少なくなると思うんですけども、その辺の今言ったはてなに対して何かありますか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西議員の御質問でございますが、大変そのはてなの意味が深いので、一言ではなかなか私もお答えはできないんですが、質問としていただいたことに即してお答えをさせていただければなと思っております。

順不同でございますが、町民がいないまちづくり会社はどうなんだろうということでございます。

確かに役員取締役の中には、それぞれの団体の代表でありますとか町民の方も入っていただいておりますが、そういった方々が即執行するというふうな立場にはいらっしゃいません。したがって、今のまちづくり会社を実務的に動かしていただいているのは、やはり社長であったり、地域おこし協力隊員であったり、バイトで来ている方ということになってしまって、肝心の中核的なところで町の方々はどうなんだろうというところがございます。

これは、まちづくり会社のほうで考えていただくことなので、私が差し出がましいことで、ああだこうだということは申し上げにくいんですけども、今聞いている話では、組織づくりの中にやはり取締役というような重たい存在ではなく、事業を企画する部門、それから事業を実施する部門、企画する部門というのは総務的な部門を含めてなんですけれども、そこにまちの方々にできるだけ参加をしていただくような仕組みづくりを考えていると。それによって、今、企業人が代表を務めていますけれども、取締役がいろんな団体の代表者という

重たいものではなくて、もっと若い方々が気軽に企画面、あるいは事業面に参加できるような、そういう組織づくりを目指しているということを聞いておまして、まだ具体的に組織はこうするんだということをまちづくり会社のほうから示されてはおりませんし、またそれを示す段階というのは、いろいろまちづくり会社のほうでプロセスを得られると思いますけれども、そういう工夫をしなければ、やはりおっしゃるように町民不在といいますか、勝手にまちづくり会社が何かをやっているということになってしまいますので、そういう声を救い上げて事業にできるという一つのツールであるというふうに御理解をいただけるように、まちづくり会社の運営には注意をしていきたいというふうに聞いております。

それから四季彩祭は、まちづくり会社は四季彩祭実行委員会の事務局という機能でございまして、事務局の機能というのは、事務局でもろもろの事務処理をしなければならないわけですが、事務局を構成するのは笠置町の商工会であり、観光笠置さんであり、またまちづくり会社であり、町役場であるということで、役割分担をしながら事務局で何をやっていくのかについては、この4者が相談をしながら事務局を廻しておりますので、まちづくり会社だけに負担がかかるという状況ではございません。関係する組織・団体が役割分担しながら常に相談をしてやっていこうと、昨晚もそういう会がございました。

それから、活動資金といいますか、今、計画の中で収益的な事業というのは、恐らくまちづくり会社の自主事業としては余りないのではないかなというふうに、事業計画の中では理解をしております。今回、地域おこし企業人に措置される活動の経費につきましては、まちづくり会社のほうでこの資金については執行していただく方向で、今、事務処理を進めております。これが収入になるかどうかというと、単純にこれは受けとしては営利になりますけれども、ここで収益が出るかといいますと、この活動資金だけで収益が出るというわけじゃなくて、この活動資金を地域おこし企業人とそれからまちの方々がどううまく使っていかによって、まちづくり会社に新たな収益というものが生まれてくる可能性もないわけではございません。そこをうまく廻していくといいますか、活動資金を廻していくということが大変重要であろうと思っております。

例えば、特産品を開発しようというような、あるいはメニューを開発しようというような取り組みがございました。そういったものの収入といったものが、まちづくり会社がそれを開発し、企画したということであれば、売り上げの収入というものは当然入ってくるわけで、どうこれをうまく使っていただけるのかということころだろうと思っておりますので、企業人の方々、そしてそういった方々、連携いただくまちの方々、そしてまちづくり会社が

しっかりとスクラムを組んでやっていただきたいというふうに思っております。

十分町民の方々のはてなに答えられたかどうかはわかりませんが、まちづくり会社は、やはり道具の役割であって、まちをどのように持っていきたいかという大きな流れがあって、まちづくり会社が初めてそこで存在できる。その大きな流れを、例えば総合計画なんかでつくるときに、役場の役割であったり、各種団体の役割であったり、まちづくり会社の役割であったりというのがより明確になる、明確にしなければならないだろうと逆に思っておりますので、先ほどの対話の中で、町民の方々、特にはてな、はてなと思っておられる町民の方々にぜひお声を聞かせていただいて、クリアにできればなというふうに思っておるところでございます。どうかよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

まちづくり会社の大株主である笠置町、その笠置町としては、保有株以上の責任を負うことはないんでしょうけれども、今後どのような協力体制で臨まれるかもお聞きしたいんですけども、まちの人が思うまちづくり会社のための運営とか、将来につながる、今やっておられる企業人が社長になっても、期限つきで、期限が来れば、もしかしたら笠置から去られるかもわからないので、その後を笠置町で自分たちで運営できる、地元の人たちが運営できるようなまちづくり会社という形にするために、人材育成というのも視野に入れて運営なりをしていただきたいんですけども、その辺の確約というか、笠置町としての指導みたいな協力、まちづくり会社に対しての協力等をどういう形で思っておられるのかを聞いて、最後の質問で終わります。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西議員の御質問でございます。

私も同感でございます。やはりまちづくり会社がいきなりそんな大きなことをやって、さあどうだというふうなことは、多分できません。小さなやはり足元にあるような一つ一つのことを実績として積み上げていかなければならないわけでございます。その足元にある小さなことというのは、やはり町民の方々が気づいておられることというのは大半でございます。その町民の方々が気づいておられること、思いを持っておられることが何であるかということ、やはりくみ上げていき、それを会社として、役場ではできない、他の団体でもできないところをまちづくり会社としてアウトプットできる、その強みといったものを活かしていきながら、実際に成功体験といいますか、事業ができたという体験を持った

方々に、じゃ、次はみずからやられませんかというようなことで、オン・ザ・ジムトレーニングになるんですけれども、そういった経験を積んでいただきながら、徐々にまちの方々にバトンタッチをしていく、そして担い手になっていただく、時にはやはり会社の運営という専門的なことも勉強していただく機会も設ける、そういった方向へぜひ早い段階で移行すべきであると思っておりますので、全面的にそういったことに関しましては、役場としてできる限りの応援はさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これで西昭夫君の一般質問を終わります。

続きまして、3番議員、向出健君の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

一般質問させていただきます。

まず、質問に当たりまして、質問の組み立てや趣旨から、多少、通告の順番を前後、または省略する点があるかもわかりませんが、御了承ください。

それでは、質問に入らせていただきます。

1つ目の問題として、人口減少、借家対策などについて取り上げさせていただきます。

これまでも何度か取り上げさせていただきましたけれども、再度、まず状況の確認ということさせていただきたいと思えます。

昨年度など、直近のまちへの移住希望者はどれぐらいありましたでしょうか。また、それに対して空き家バンクなどの移住・定住向けの住宅はどれぐらい準備・確保できていたでしょうか。その点をお聞きいたします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

直近の数字でございますが、移住希望者につきましては、10名の移住希望者の待機者がおられます。一方、空き家バンク、家の登録のほうでございますが、今、4件の物件のほうは空き家バンクの登録というところで、笠置町のほうに登録されております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今答弁にありましたように、移住希望者が10人に対して、空き家バンク登録でいけば4件ということで、希望者よりも家の確保が少ない状況というのがはっきりあらわれていま

す。

以前、空き家の調査をしていただきまして、空き家については状況を確認されているというふうに思います。その状況を名簿を整理されて持っておられると思いますけれども、この空き家の所有者の方に全ての方に空き家バンク等を、そういう制度のお話というのはされているのでしょうか。その点を確認したいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

空き家バンク、家のほうをやはり進めなければいけないということで、ことし初めてでございますが、固定資産税通知を送るとき、税住民課と連携いたしまして、固定資産税通知を送る中で、空き家バンク制度の通知を同封いたしまして郵送いたしました。そういったことで、まず1つ、空き家バンクの制度の周知方法として、今回新たな取り組みを行いました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

お聞きをしていますのは、空き家調査をされて、空き家というのは把握をされていると。問題は、その方全員に何らかの形で直接お話というものをされているかどうかということをお聞きしています。特別な事情があって絶対に貸していただけない、無理だという方は省くというのは理解できますけれども、そういった特殊な事情を除きまして、全ての方に当たる努力というのをされているのか。例えば返答、だめなものはだめと。もう全員当たったけれども、これ以上空き家バンクをふやせない状況にあるということなのか、そういう点も含めてきちっと全ての方にしっかりと当たっているか、そういう努力をされているかと、この点を確認したいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

空き家の方全てにお声がけができていないかといえば、できておりません。今調査をしておりますのは、住民さんとかと協力していただきまして、町なかを歩きまして、目で見て空き家だということで台帳の整備をしております。

整備内容といたしましては、外観の写真、また住所地、地図にプロットをしているような

状況であります。

あと一歩進んで、持ち主の方にそれぞれ声かけをされているかどうかという御質問でございますが、そちらのほうまではできておりません。また、全ての家の所有者の方のお名前を町のほうが把握しているところまでもまだいっておりません。

そういった中で、先ほども申しましたように、空き家の利用の方がおられますので、こちらのほうで空き家の所有者の方がわかっている範囲では、御親戚の方とか御近所の方にお声かけをし、今現在空き家である物件を今後どのように活用の方策を考えておられるのか、そういったアプローチから、まず空き家バンクへの登録にさせていただくという、そういった状況で今進めております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

まだ名簿の整理も完全ではないと。名前も把握できていないところもあるということでした。せっかくの移住希望者がこれだけあるという中で、やっぱり住める家がないという理由で断るとか、うまくマッチングできないということは、非常にもったいないことだと思います。

それで、早急に名簿、空き家の所有者の方、できる限り突きとめていただきまして、もちろん相手のある話ですから、まちだけの思いでは進められないということはあるかもしれませんが、しっかりこの点は急いで進めていただきたいと思います。まちとしても、地方創生の中でも、人口減少していく中でも、できる限りその流出をとめていきたいと、大きな課題であると。いろんな観光業とかまちづくりの中で、やはり人がふえる、減少率を抑えていくということが大きな課題だというふうに思うんですね。そのことは税収にも響いてきますから、非常に重要な課題だという中で、せっかくある状況、空き家の活用という点でまだまだ不十分な点があるということは、もう早急に進めて解決をしていただきたいというふうに思います。

そして、やはり空き家バンク登録だけではなかなか実際進んできていないと。今言ったように、希望者は10名に対して4件しか空き家バンク登録がないというのが現状です。住環境のマッチング等もありますから、やはり豊富に住むところが用意されなければ、せっかくの希望者が移住してくるというその実績になかなかつながってこないという点で、以前から提案してはいますが、借り上げ住宅など思い切った空き家バンク登録だけではないそうしたものをやるべきではないのでしょうか。その点について、今どのようにお考えなのか、

具体的に進めている検討や案があれば、お答えをいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、笠置町が進めております空き家の対策、また空き家の活用につきましては、空き家バンクのみの制度を今進めております。

借り上げ住宅につきましては、府内等、近隣の市町村もされているように聞いておりますが、まずその空き家につきまして、当時、改修費用が必要になるとか、そういったもろもろ条件もございますので、今現在は、進めております空き家バンクの制度を進め、その中で移住者の方を呼び込み、また一方で、転出していかれないような対策をするというのが、今現在の笠置町の進捗状況でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

ここで、少し全国の事例を紹介させていただきたいと思います。

移住・定住施策の好事例集（第1弾）、平成29年12月ということで、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局のまとめているものがあります。

その例では、例えば高知県梶原町、ここは、平成27年で人口3,600人のまちですけれども、移住者が、平成26年度から平成28年度で117人、空き家活用が同じく平成26年度から平成28年度で35戸ということです。笠置町の倍以上の人口ですけれども、大きくかけ離れていないまちでも高実績を上げています。

そして、具体的にはということで、専任の移住・定住コーディネーターが空き家情報を受け、まちが移住者への貸し出しを承諾した家主と契約し、定期借り上げ（最長12年、無償借り上げ・固定資産税免除）とリフォームを行うと。そして、リフォーム事業費は、設計管理費込みで上限770万円とし（国費2分の1、県費4分の1、町費4分の1、国土交通省の空き家対策総合支援事業補助金を活用）ということで、事例が紹介をされています。

また、高知県四万十町では、平成26年度からは中間管理住宅整備事業（まちが空き家を借り上げ、水回りなどをリフォームした上で、移住者への賃貸を行う事業）を実施と。これまで同事業により、12棟の空き家活用を実現というふうで紹介をされています。

また、宮崎県綾町では、平成27年で人口7,345人まちですけれども、空き家再生事業の活用件数ということで25件、85名の実績があるということで紹介をされています。

この綾町では、空き家再生事業による定住者向け住居整備の成果ということで、綾町では、平成23年度から町内の空き家の有効活用と定住の促進を目的として、空き家を所有者から5年間借り受けリニューアル（上限額250万円）した後に、町有住宅として移住者などに貸与し、5年後に所有者に返還する空き家再生事業を開始したという形で紹介をされています。

こうした実際に具体的に借り上げ住宅等のそうした思い切った施策、リフォームも行ってやっていくということもされている事例があります。

ここで申し上げたいのは、この方法論だけじゃなくて、空き家バンク登録以外の具体的な方法を、全国の事例であるとか、いろんな制度とか本当に検証されて、課題が何であって、どういうことをしていけば問題が進んでいくのか、そういうことが本当に進められているのかどうか。これまでそういったことを検討されてきたことがあるのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

今御紹介していただきましたように、全国、移住・定住につきましては、あちこち制度を進められております。空き家バンク、空き家に人が住むだけでは、移住・定住は進まないというふうに考えております。その立地条件、また家というのは、最終のすみかですので、そのまち自体でどういうふうな自分のライフスタイルができるのか、例えば教育関係、仕事関係、そういったものも総合的に含めて移住・定住につながると考えておりますので、現在、空き家バンク、家という点だけではなく、笠置町のまちの暮らし方という制度が全然今まで情報も発信できておらず、そういったこともなかなか取り組めておりませんでしたので、空き家バンク、家だけではなくて、笠置町での豊かな暮らし方、そういったところ辺をもっと進めていければというふうに、現在考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

お聞きしているのは、今言ったように、実際行っている、全国ではやっているまち等があるという中で、できない、何らかの理由で借り上げ住宅とか、そのほかの家賃補助であるとかさまざまな施策があると思うんですが、検討された結果できない、あれもできない、これもできないということまで進んでいるのか、まだまだそこまで進んでいないのか。もしそう

いうことも進んでいないのであれば、やはり本当にできるのか。どうすれば例えば家賃幾らぐらいに設定すればそのリフォーム代が回収できるとか、税収面ではお一人移住者がふえればどうなっていくのかとか、そういう検討を具体的にされているのかどうか、この点をお聞きしたいと思っているんです。この点が全然されていないのか、した結果、あれも、これも、それも何もかも難しいという判断なのか、ここがやっぱり変わってくると思うんですね。やられた上で無理だとすれば、また新たな方策を考えていかないといけないと思うんですけれども、この点について、再度お考えをお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

いろいろ制度の内容を検討されているかどうかというところで申しますと、そういった細かいところまでは検討できておりません。今現在やっておりますのは、いかにして空き家バンク、家を掘り起こせるかというところの点だけに、今注視している状況でありまして、今お話のありました借り上げ住宅をすることによって、どういった人が入ってこられるのか、また費用がかかるのか、そのあたりは、現在は検討しておりませんので、そちらのほうにつきましても、空き家バンク制度と並行してどのような効果があるのか、検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

検討がされていないということであれば、ぜひ本当に真剣に向き合っていただきたいと思えます。まちも人口が減ってきて大変だという中で、実際、希望者10人しかそれに見合うものができていないと、この状況を放置するというのは、本当にまちのふだん言っている人口減少問題対策が必要だということと見合ったものになっていないというふうに思います。ぜひもう早急に具体化をしていただいて、具体的に検討していただいて、できないならできないで、またどういう方法があるのか、できるものがあれば、それも報告をいただきたいと思えます。

それで、以前、町長のほうから、若者向けの住宅の整備も考えたい旨のお話も出たことがあると記憶をしています。そういう方向もあるのではないかとということで、答弁の中ではお聞きをした覚えがありますけれども、さきの好事例集の中でも、幾つか実際に子育て支援住宅という形であったりとか、若者定住促進支援事業ということで、住宅の取得経費の補助上

限100万円を実施しているまちなどもあります。

若い方がふえるということも重要な課題ということで位置づけられていると思いますので、この点について、若者向けの住宅の整備ということについて、今現在どうお考えか、答弁をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 若者向け住宅の建設につきましては、そういうことも考えていきたいというのは気持ちの中にございますけれども、現在のところ、具体的な取り組みはございません。できれば、第5次総合計画の中で位置づけをやっていきたいなと、そういう考えでおります。

課長からも答弁しましたように、今、笠置町では、空き家バンク制度に絡めての活動しかできていないのが現状でございます。今、先進事例を報告していただきました。いろいろ勉強させていただきまして、笠置町の中で取り組みができるものがあるならば、そういう施策も取り込んでいきたいと思っております。

また、当面、笠置町に定住を目的とされて町内で住宅を取得された方や、定住を目的とされてリフォームされた方などに奨励金を出す、そういう制度を充実していきたい、そのような考えでおります。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

それと、もう一つ、ホームページ上も含めてですけれども、先ほども少し答弁でありましたけれども、やはり笠置町の魅力とか売りとかをどんどん発信していかないと、ここに住もうというふうになっていかないのではないかというふうに思います。ホームページで、トップ画面でも、右下のほうには空き家バンク登録ということで書いてありますけれども、例えばどこかに住みたいと、いいところに住みたいなと思ってホームページを開けても、やっぱり移住者・定住者の方へという形で特設されているわけではありませんので、ぜひ目立つ形でそういう特設のコーナーなり、わかりやすいところにそういう情報がすぐリンクできる形で持っていったほうがいいのではないかとこのように思います。

さきの好事例集の中でも、高知県梶原町では、移住をされた方のインタビューということで、その決定した理由の一つとして、移住情報の充実ということで、移住者へのインタビューとか暮らしの様子、空き家、仕事情報やまちの魅力についてウェブサイトに掲載されているということの一つの理由として挙げられているということがあります。こうした点からも、

やっぱり情報発信というのが一つのきっかけになってきますし、ぜひもっと力を入れていただきたいと思います。

これまでもたびたび他の議員からもそうした質問もあった中で、工夫はしていくという形の答弁はありましたけれども、なかなか目に見える形でできていないのではないかと。ホームページ上の工夫であれば、比較的すぐ取り組めて、費用の面でもやりやすいのではないかと。まずできるところから進めていただきたいということで、この点について、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在の笠置町ホームページ上の空き家の情報というものは、非常に見づらく、先ほど議員御指摘していただいたように、見にくいというところで、そちらのほうは見せ方の改修というか、そちらのほうをさせていただきます。

並行いたしまして、また空き家バンク、先ほど申しましたように、笠置で住むといった移住・定住、暮らしとかを含んだページも、今現在作成するように動いておりますので、また、そちらのほうの進捗状況もお答えさせていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

その情報の掲載に当たりまして、年齢層にもよりますけれども、例えば仕事の情報という点であったりとか、年齢によっては畑をしたいということで来られる方もおられると思うんですね。そういった附属的な周辺の情報というの、合わせて意識的に組み立てていただきたいというふうに思います。

空き家、人口減少対策等の問題については、これで終わらせていただきたいと思います。

2つ目に、いこいの館の問題について取り上げたいと思います。

これまでいこいの館は、観光の核ということで位置づけるということで言われました。もちろん、一方で住民の福祉サービスの向上というふうにも言われてきていました。

観光の核というふうに言われますけれども、このように位置づけるためには、需要がどうだったのか、経済波及効果がどれくらいあるのか、これからボルダリング等のそうしたアウトドアとの観光もつなげていくということであれば、どのようなまちづくりがそれとリンクしていこいの館がかかわれるのか、役立っていくのかということが、やっぱり情報として、

データとして整備されなければ位置づけられないのではないかというふうに思います。

これまでは、一般論としては、アウトドアとか観光業とつなげていきたいという話はたびたび出ましたが、具体的なデータや数字はなかなか示していただけないということが続きました。そうではなくて、少し前の案では、公共機能の施設としての強化を図りたいということ、最近では言われていると思うんですけども、福祉サービスとか福利厚生サービスとして真っ正面に位置づけていくほうが、行政としては福祉的なサービス、行政サービスとして施策を進めやすいのではないか。観光の核と言ってしまうと、今言ったような分析が必要です、それに見合うものだけの情報、データもない中では、前面に押し出すのは無理があるのではないか。以前は赤字も解消できるという話も言いながら、最近では公共機能の施設の強化だということが前面に出てきている。いこいの館の位置づけというのは一体何なのかというのを、再度問い直したいと思いますので、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館につきましての位置づけでございます。

いこいの館の設置及び管理に関する条例におきましても、町民の健康増進、町内外者との交流、特産品の普及並びに観光拠点の施設と定められております。

やはり町の施設でございます。町民の方の福祉、福利厚生、保健サービスといったものを第一義的に届けられる仕組みを高めていかなければならないと考えております。そうすることによりまして、町民の方の利用もふえる集える場となっていくと考えます。

そうかといひまして、そういう位置づけであるならば赤字が出てもいいのか、補填を続けていいのか、そういうことにはつながらないと思います。やはりそういうことを位置づけながら、あそこにいろんな人が来ていただく、そういう集える場としてのお金を落としていただくための施設としての考え方も、同時に考えていかなければならない、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今、健康・福祉サービスとして位置づけるということと、一方で赤字をそのまま流しているということにはならないので、それも考えていかないといけないというような話になってきていると思います。健康増進などを中心としてということを言われました。

そうであるならば、以前は町民の方のバスの移送で温泉デーということをつくっているということもありましたけれども、それは廃止されているという状況もある中で、もう一度位

置づけをそうするのであれば、本当に住民の方の健康増進どのように寄与するのかと。もっと政策としてきちっと位置づけて、さまざまな事業を取り組んでいかないといけないのではないかというふうに思っています。それが、これまでほとんど目を向けてこられなかったのではないかというふうに思います。

さきの話では、令和元年の記念ということで、無料日を設定するということがありましたけれども、そうした政策を意識的にしていただかなければ、答弁との整合性がないのではないかと。この点については、本当に真剣に考えて実行に移していただきたいと思えます。

一方で、赤字が続いてきた、何度も税金を投入するという現実があります。それで、観光の核と、拠点という形で言われるのであれば、やはり総合的な計画、長期ビジョンを示していくと。税金を当然投入していくので、住民の方にこういうことだから税金を使うと説明できるようなものが要るんじゃないかと。こういうことが今まで不十分だったのではないかと。もちろん、全く示されていないとは言いませんけれども、一般論に終始をして、そして数年来問題になってきた中で、いまだに具体的な案まで進められないという状況では、なかなか理解が得られないのではないかと。やはり早く具体的にはこうしていくとか、具体的な事業サービスをもっと提示できるところまで進めていただきたいと、この点について答弁を求めたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今まで取り組みが不十分であったということにつきましては、不十分であったと、私も思っております。いこいの館につきましてはのビジョンといいますか、それにつきましては、検討委員会を立ち上げまして、その中で2年間指定管理をやって、それを踏まえて次ということを考えていきなさいと答申をいただきました。そういうビジョンにつきましては、町民の方にもお示しをさせていただいておるところでございます。ずるずる行かないように区切りを切っていこいの館のあり方を検討していく、そういう取り組みを始めさせていただきまして、今その最中でございます。そういうことでございますので、町民の方にもこういう取り組みをやっているということについては、認識をさせていただいていると考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

過去にも何度かそういう形で早急に進めていくとか、やっていくという話は出ていたと思うんですね。しかし、今の段階でもまだ具体的にこういう案でいくというのも示されていない

いというのは、やっぱり余りにも遅いのではないかと、進め方が。もっとテンポアップをして、もう今の段階であれば、本来なら具体的にここでこれぐらいの収益を上げられるだろうというような具体案までやっぱり練っている状況じゃなければいけないのではないかとこのように思います。

もっと早い段階であれば、まず大きなビジョン、大きな方向性を決める、そういう段階があるというのは理解できますけれども、さらに進んでいけば、具体的に住民の方、どなたが主体になっていくのかとかいろいろありますけれども、協議とか話し合いや事業主体を決めていって、こういう具体的な取り組みがこういう効果を上げるのではないかとこのところまで、具体案も出てくると思うんですね、実行に移していくに当たっては。それがなかなかきちっとしたものが、まとめたものがまだ示されていないという段階では、なかなか住民の方の理解も得られませんし、本当にまちとして取り組んでいるのだろうかというその姿勢が問われているというふうに思うんですね。この点については、本当に真剣に期限を切って、早い段階で具体的にはこうするんだというものを示していただきたいというふうに思います。

あわせて、今、以前には指定管理業者のほうから、幾つか改善案ということで、委員会のほうにもこういう形でどうかというものが提出されたことがあります。しかし、ここ最近では、具体的には経営赤字の解消に向けてどういう取り組みをするのかというものが示されていないように思います。

まちはもちろん、具体案を出す側ではなくて、指定管理業者を指導して、協議の上でそうした案を受け取ってこちらに示すという立場ではあると思いますけれども、この点が一体どうなっているのかと。この点についても、早急に具体案、赤字の改善案を示していただきたいと。

そして、修繕の計画案についても、以前から相当年数がたっていますが、コストとして一体ポンプは何年に1回修理しなければいけないか、幾らかかるのか、どれぐらい積み立てていかなければいけないかという修繕計画等についても出すと言ってきましたけれども、現段階でもまだ具体的には示されていません。こうした点をどう思われているのか、一体いつ出されるのか、そういうところまでやっぱり答弁をいただきたいと。いつまでもそのうちやりますという形では不誠実ではないのかというふうに思います。

この点について、少なくとも修繕計画については、以前出すと言いましたし、赤字の解消もそのために業者に任ずと言ってきたので、この具体策もすぐ示していただきたいというふうに思います。そして、長期ビジョン、全体の経済、観光業のあり方とか、そうしたところ

のビジョンもぜひ示していただきたい。この点について答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

ボイラー室等の機器の修繕、コストの面の答弁をさせていただきたいと思います。

先週、今現状のボイラー室の状況を、ボイラー業者の方に来ていただき、またうちの関係の方が立ち会い、全ての現状のいわゆるポンプ、ろ過機、全ての浴槽の機器の点検をいたしました。その中で、今、修繕計画表まではまだ出ていなくて申しわけないんですが、点検を終え、それを年次計画上でどのように修繕をしていくかというものを、今、業者さんのほうで作成していただいております。

もちろん定期的なメンテナンスも必要でございますが、日々のボイラーの点検、そういったところ辺を何が日々従業員のほうでできるのか、そういったことも教えてもらいながら、日々の点検プラスアルファ業者さんによる専門的な点検、それによって、ポンプ、ボイラー室、それが幾らコストがかかってくるのか、年次計画で何年に1回どういった部品をかえなければいけないのか、そういったものを近日中に提出できるような、今、段取りでしております。

私からは、その修繕のスケジュール、そういった点を答弁させていただきます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

長期ビジョン等についても、そして業者からの赤字の改善策、具体案についても早急に示していただきたい。そしてまとめたものを提出していただくよう強く求めたいと思います。

いこいの館のもう一つの大きな問題としてお聞きをしたいことがあります。これまでたびたび財政を導入されてきましたけれども、基金のほうも大変少なくなってきたり、このペースでいけば数年ほどで基金が尽きてしまうのではないかと。財源的な問題からいこいの館の経営が困難、不可能になっていくのではないかと。この財政的な問題について、町長としては、現在どのように考えておられるのか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 基金が1億円を切ったということにつきましては、深刻に受けとめております。基金の取り崩しをできるだけ少なくするために、現在、指定管理をさせていただいております。管理料は決して赤字補填ではなく、町の施設を管理運営していただく最低限の

コストであるということは理解をしていただいていると思います。

維持管理につきましても、今、課長が答弁をされました中にもありました修繕計画や更新計画を立てて、きちんと管理をしてそういうコストも抑えていきたいと考えております。町からの財政の負担をできるだけ最小限になりますよう体制を考えていきたい、そういうふうと考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

いこいの館、ずっと最初の数年以外は赤字になってきているというのが現状ですね。そしてずっと改善を求めるということでやってきましたけれども、赤字はやっぱり一定額以上出るのではないかとというふうに、当然のように推定されるわけですね。

そんな中で、町長としては、いこいの館は存続していきたいと言われてます。しかし、財源的にはやはり厳しいという中で、今の話であると、指定管理業者等でコストを少しでも赤字を埋めていただいて、そして修繕計画もしっかりして、少しずつでも積み立てて、一度に負担が大きくなるような形等々も含めて、少しでも財政の出動を抑えるという話でしたけれども、それを上回る形で困難になるのではないかとというふうにお聞きをしているわけです。だからこそ、この財源の確保をどのように捻出していくのかということ、これも長期ビジョン的なことにかかわると思うんですが、やはりもう少ししっかりとしたお考えを示していただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館を健全に運営していくためには、やはり集客をふやして収入増を図る、また、いこいの館にかかわります管理運営につきましても、できるだけコストを抑えていく、そういうことが求められております。そういうことにつきまして、しっかりと取り組んでいって、そういう財源の改善を図っていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今答弁された内容というのは、過去からも何度も言われてきて、赤字を解消するという中で説明されてきた答弁とほぼ同等の内容だというふうに思うわけですね。

私が言っているのは、それを上回って、もう基金が大分少なくなってきた、9,000万円台になっているという中で、数年、もって10年かそこら辺は実際の状況で変わりますけれども、そのあたりでかなり厳しくなるなど予想がされている中で、もっと思い切ったコス

トカットならコストカットの大きな案であるとか、そういうことも示していただけないのかと。もう一つは、財源をどうやって確保していくのかというところです。そういう点をしっかりと答弁いただきたいと言っているわけですが、なかなか答弁が明確な形ではありません。

それで、以前聞いている話の中では、1つはキャンプ場との一体的な経営を目指していくという中で、もちろん丸々使うということではないとしても、キャンプ場の利益も一部回していくという話も出ていたというふうに思います。今の答弁にはありませんでしたが、そういう点が1つかなというふうには思っています。ただ、それでも赤字のほうが大きいだらうというところで、なかなかまだまだ困難さがあると。

それで、以前、コストカットの大きな方法として、営業日、営業時間の見直し、それも試算をさせていただくというようなことも言われていました。この2つが一つ大きな道筋としてはあるのかなと。ただ、答弁としては、今、明確な形がなかったので、本当に財源の確保については、存続を前提とするのであれば、やっぱり考えていかなければいけない大きな問題だと、直面していく問題だと思うんです。

だからこそお聞きをしているわけですが、そして、今言われたように、赤字を少しでもということになれば、まさにそれだからこそ、まさに業者にきちっと改善策の具体案を示していただくということもやっぱり大事な指導の目にもなりますし、先ほど来からいろいろ言っている長期ビジョンとのかかわりもしっかり示していくことが、住民への理解ということで、税金を投入していく説明にもなっていくということでもしっかりと示していただきたいというふうに言っているわけですが、これまでも同じような答弁で、今の内容で本当に住民の方、今までと違うなど、変わってきているなどというふうに本当に思うのでしょうか。そういうことを町長みずからも自問してほしいんですけれども、この点について、再度、町長として本当にどうしていくのかと、もう少し大きな方向をわかりやすい形のものを提示していただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） ただいまの現在におきまして、いこいの館のあり方につきまして、今、先ほど来答弁させていただいている、そういう体制で今考えておるところでございます。そういう中で明確な長期ビジョンを示していただきたいと、そう言われましても、そういう結果を踏まえてそれから議論をしていこうという段階でございますので、今こういう最中でございますので、今こういういこいの館の長期ビジョンを示すということについては、困難で

あると考えます。

今、本当にできることは、やはりコストカットでありまして、本当に営業の日を週末だけにするとか、例えばそういうことまで思い切ったコストカットにつながる計画を立てなければならぬとは、私は今のところ考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

1月の開かれた委員会で、コストカットの営業日、営業時間の見直しの試算をして示しますと言ってから5カ月近く過ぎているわけです。その間になぜ試算できなかったのかと、こういうところにも一つ姿勢があらわれているのかなと思ってしまうわけですね。だからこそ、しっかりと期限を切って、長期ビジョンであるとか、さっき困難と言いましたけれども示す、そして具体的な業者の改善案も示していただく、修繕計画も具体的に示していくということが、やはり大きな姿勢のあらわれになってくると思います。その点については、本当にもう期限を切って出していただくことを求めたいと思います。

また、議会外でも町長ともお話をさせていただいて、具体的にこのままずっと放置していくということは問題ですから、私自身もいろんな案や提案もさせていただいて、本当にどうしていったらいいのかということについて議論を深めさせていただきたいと思います。この点については、これで終わらせていただきます。

最後に、3つ目の問題として、高校生までの医療費無償化の問題について、お考えをお聞きしたいと思います。

かつて、笠置町が中学校卒業までの医療費無償化のときには、実はまちのほうから高校生までの医療費無償化でどうかと提案がありました。これは議会の賛否をとった中で見送りと、様子を見るということになりましたけれども、子育てをしやすい環境づくりというのも地方創生の大きな目的で、費用面でもそんなにかからない制度だと思うんですね。だから、この機に人口減少対策等も言っているこういう中で絶好の機会だと思いますので、実行していただきたいというふうに思いますけれども、お考えをお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 現在の笠置町児童医療費制度の経過を含めて答弁をさせていただきます。

この制度につきましては、特に平成24年度から、当時小学生卒業までが助成対象でしたが、議会から中学生卒業までの延長を求める請願がされたことを受け、実質協議が実施され、限られた財源の中でどのように実施するかというのが議論をされました。協議内容は、特に

実施するための財源措置をどうするかでした。当時、議員報酬を1カ月1万円削減、また老人手当を月額2,000円減額等を講じ、財政状況に留意しながら執行することとされたところでございます。

また、そのとき、町行政サイドからの高校生卒業までの実施案申し入れについては、財政状況などを勘案する必要があることから、当面、その当時15歳までとするということで実施をされませんでした。

以上を踏まえまして、当時と現在では環境は違いますけれども、行政としてもさまざまな子育て支援策がある中で、一つの重要な施策として認識をしているところでございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

近隣で言えば、和束町が実施をされています。先ほど紹介させていただきました好事例集の中でも、やっぱり移住・定住がうまくいっているところでは、子育て政策も合わせてさまざまな援助を行っています。ぜひそうした視点、つまり福祉という点だけでなく、移住や定住、若者支援という視点からもぜひ実施を検討していただきたいというふうに思います。

そして、記憶では、財政面でいいますと、当時30万円ほどで高校生の部分ではできるんじゃないかというのが、一旦示された数字だと思います。それぐらいであれば、何とかやりくりしてできるのではないかというふうには考えていますので、ぜひせっかく子育て支援、町長のもとで給食の無償化も進めていただきましたし、そうした一連の施策の整合性も含めて、本当にもう一度お願いをしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで向出健君の一般質問を終わります。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午後3時51分

再 開 午後3時59分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。

4番議員、田中良三君の発言を許します。田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

表彰制度についてお伺いします。

笠置町表彰条例で、町の政治、経済、文化、社会その他各般にわたって、町政振興に寄与

し、または衆人の模範と認められる行為があったものを表彰し、町の自治進行を促すことを目的とされ、功労表彰、善行表彰の2種類の表彰があります。

功労表彰についてお伺いします。

功労表彰の対象の基準を具体的に教えてください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

功労表彰の対象基準ということですが、6つございます。

まず1つ目が、町長の職にあって6年以上在職した者、それから2つ目が、町議会議長の職にあって8年以上在職した者、3つ目が、町議会議員の職にあって12年以上在職した者、4つ目が、副町長の職にあって12年以上在職した者、5つ目が、町の職員であって誠実勤勉に職務に精励、30年以上在職した者、6つ目が、その他本町の自治に特に功労があったと認められる者が対象となります。しかし、現職の方は除きます。また、5の町の職員にあっては、1から4及び6の職につかなかった者については該当いたしません。よろしく願います。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

今言わはった6番についてですけれども、和束町、南山城の自治功労表彰条例では、町村長、副町村長、町議会議長、町議会議員のほかにも区長、消防団長も含まれていますが、笠置では条例はその6のところに入っていると思うんですけれども、条例は書きはりませんか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるように、条文化されておりませんが、これまでは取り扱い上、対象としておりました。今後は、施行規則の中で明文化し、わかりやすくしていきたいというふうに思っております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

善行表彰の対象者の基準を教えてください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

善行表彰の対象の基準ということですが、善行表彰の対象者は3つございまして、まず町

の公益事業に尽力し、または公務に助力し、その成績顕著な方や団体、2つ目が、町の公益のため100万円以上の金品を寄附した方や団体、3つ目が、一般町民の模範となるような善行をした方や団体。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

その善行表彰の規則第2条の第2項で、年齢制限が60歳と入っているのが、今言わはったこの3つの条例のところ、60歳未満の人は該当するんですか。60歳未満のときも該当するんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

善行表彰につきましては、年齢制限は該当しませんので、60歳以下の方でも表彰を受けていただけます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

その善行表彰の対象のやつが60歳となっていたと思うんですけれども、たしか第2項のこのところで60歳となっていたと思うんですけれども、60歳未満でもいけるんですか。60歳となっていたと書いていると思うんですけれども、規約の中に。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。ただいまの田中議員の質問ですが、施行規則のほうに被表彰者の年齢は満60歳以上と書いてありますが、それにつきましては、善行表彰ではなくて、功労者表彰の方がそれに該当します。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 次に、表彰の授与に至るまでの流れを教えてくださいませんか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。ただいまの田中議員の御質問ですが、表彰の流れということで、まず対象となられる方について洗い出しをさせていただきまして、その次に議会に提案し同意を求めます。また、3つ目が、同意が得られましたら、被表彰者名簿に登載し、4つ目に、近々の式典等で表彰等をさせていただくという流れになっております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 前回はいつこの表彰を開催されましたか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。ただいまの田中議員の御質問ですが、前回は
2014年、平成26年の町制80周年の記念式典の折に、表彰式が挙行されております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 前回からことしで5年がたち、町民の中には、町制何十周年のときにされると。すなわち10年に一度しか開催されていないと思っている方がたくさんおられます。事実、前々回、町制70周年、前回、町制80周年のときにされているので、次回は90周年のときと推測していますが、町の高齢化も進んで、10年に一度となると、対象となる方が死亡してしまうことが考えられますので、近隣の町村では、該当者があれば、年に一度表彰されて、先ほどの区長や消防団長といった対象者の見直しも含めて、根本的な条例を見直されてはどうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町におきましては、高齢化比率が50%を超えて、限界自治体と言われる状況になりました。先日、新聞紙上にも笠置町が限界突破の先導を果たしていくよう期待しますと、そのような記事が掲載されておりました。何としても先駆的なまちづくりを進めていきたいと考えております。そのためには、町民全員が思いを一つにして、結束して頑張っていかなければならないと思っております。そういう中で、そういう思いを未来継承していくため、いろんな分野で頑張っていた方々に幅広く憲章させていただき、盛り上げていきたいと考えております。そういう中で、今の表彰制度を表彰の時期や対象の方などを見直して充実をさせていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 田中です。

今、町長に、また開催時期等について、次回はいつとか、ことし町制85周年ですし、開催されるかなとか思いましたが、町長の返答を聞いたら、何かいつするかもまだ検討させていただきますということですので、町長、ぜひ5年に一度でもやっぱりやるべきやと思うんですけれども、これについてどうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 町として今考えておりますのは、1年ごとにそういう対象者の方がおられないかということ調べさせていただきたいと思っております。また、表彰につきましても、10年の町制何周年、そういうときじゃなくて、対象者の方があらわれましたら、その都度、

ちょっとそれに沿う機会で表彰をさせていただきたい、そのように今考えておるところでございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 早急に条例を見直していただき、今年度中に表彰されることを要望いたしまして、一般質問を終了します。

議長（杉岡義信君） これで田中良三君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（杉岡義信君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和元年6月第2回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後4時13分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 松 本 俊 清

署名議員 坂 本 英 人